

大坂町奉行吟味伺書の考察(四)

藤原和

四 静嘉堂文庫蔵「大坂都督所務類纂」(承前)

7 寛政九年三月 盗并品引請押而無心申掛ケ賈勸化

いたし、女を池江はめ殺、亦者法外いたし候上御構
之場所江立入諸勝負事いたし候もの共御仕置伺書

(第一冊「大坂 寛政九巳年 牧野備前守留 御仕置伺書抜

全」所収)

(朱書)

「巳三月三日持參、儀右衛門を以差出、同十二日附札いたし及
差函、同十七日承付出」

盗并品引請押而無心申掛ケ

賈勸化いたし女を池江はめ殺亦者

法外いたし候上御構之場所江

立入諸勝負事いたし候もの共

御仕置伺書

大坂町奉行吟味伺書の考察(四)

(中略)

巳二月十六日入牢

非人

弥助

巳五拾三才

(朱書)

「伺之通」

此弥助儀、先達而せん_ニ与密通いたし立別罷在候内、

又々すて与密通いたし、其後せん_ニ出会候処、相

妬_ミ此もの_ニ付まとひ難渋_ニ存候_ニ、せんを溜池江

突_マめ殺、其上行倒候_ニ取繕置候始末、別而不

届_ニ付、下_ニ手人可申付候哉

(下略)

8 寛政九年五月 元主人之娘江手疵為負候者御仕置

伺書（第一冊「大阪 寛政九巳年 牧野備前守留 御仕置

伺書抜 全」所収）

〔朱書〕

〔巳五月十日丹波守持參、儀右衛門を以差出、六月十六日附札いたし及差図、同廿三日承付差出〕

元主人之娘江手疵為負候者

御仕置伺書

山口丹波守

九之助町老丁目

京屋甚右衛門借屋

豊嶋屋市松同居

源 兵衛

巳式拾歳

〔朱書〕

〔差図本文ニ記無之〕

此源兵衛儀、元主人傳右衛門同居娘うた江可致密

通与寝所江忍入候処、辺ニ有之候脇差ニ躰候者ニ而音カ〔朱書〕

同人起合、声立候付、存念難叶、可致殺害与右脇

差を以手疵為負、既疵所ニ而右之指不殘屈伸不叶ニ

相成候候段、重々不届至極ニ付、大坂三郷町中引

廻之上。〇可申付候哉

9 寛政九年五月 密夫与疑及殺害、女房江も手疵為

負、右ニ付銀子掠取候一件御仕置伺書（第一冊「大阪

寛政九巳年 牧野備前守留 御仕置伺書抜 全」所収）

〔朱書〕

〔巳五月廿三日持參、冊解を以差出、同廿六日附札いたし及差図、同廿九日承付出〕

密夫与疑及殺害、女房江も

手疵為負、右ニ付銀子掠取候一件

御仕置伺書

山口丹波守

〔中略〕

巳四月十三日入牢

当時無宿

市右衛門

巳三十歳

〔朱書〕

〔伺之通〕

此市右衛門儀、留守中女房さと与卯右衛門心易い

たし候付、密夫いたし候儀与疑迄之儀、憤、卯右

衛門を殺、一旦身を忍ひ、猶又さと江手疵為負候

始末、重々不屈ニ付、下手人可申付候哉

10 寛政九年六月 下人同前之者と密通いたし疵請候

もの御仕置伺書(第一冊「大阪 寛政九巳年 牧野備前守

留 御仕置伺書抜 全」所収)

(朱書)

「巳六月十七日持参、儀右衛門を以差出、同廿二日附札いたし
及差図、同廿九日承付出」

下人同前之者と密通

いたし疵請候もの

御仕置伺書

山口丹波守

兵庫西宮内町塩屋

勘兵衛同居娘

所預

や 糸

巳二十歳

〔朱書〕
〔伺之通〕

此や糸儀、源助与致密通、同人任申、両親目を忍、

夜中罷出手疵請候始末ニ至候段、不埒之儀

(朱書)

「且、源介儀、以前下人同様度々相雇候御より密

通いたし候段、旁不埒ニ付、三十日押込可申付

候哉」

11 寛政九年六月 密通之女を及殺害候女犯之僧御仕

置伺書(第一冊「大阪 寛政九巳年 牧野備前守留 御仕

置伺書抜 全」所収)

(朱書)

「巳六月廿二日持参、冊解を以差出、翌廿三日附札いたし及差
図、七月朔日承付差出」

密通之女を及殺害候女犯之僧

御仕置伺書

成瀬因幡守

甲斐庄庄五郎知行所

河州錦部郡錦郡村

禅宗聖音寺ニ当方

罷在候

六月六日入牢

瑞 光

巳二十二歳

(朱書)
「伺之通」

此瑞光儀、出家之身分ニ而さんと密通いたし、殊
其後及手切度存得候共、さん得心不致候迎、同人
を及殺害候始末、重々不届ニ付、大坂三郷町中引
廻之上、死罪可申付候哉

(朱書)
「伺之通」

巳七月二日入牢
同月十八日重病ニ付、下宿所預 吉次郎
巳式拾貳歳

此吉次郎義、りつと致密通候処、外ニも密通之も
の有之様子承糺候節、却而りつ及悪口、何様とも
可致旨困らせ候様申掛候迎腹立いたし、大勢之も
の共不義いたし候様申聞候より、藤七始外六人之
もの共致不法之儀候及仕儀、既りつ義ハ右之儀を
恥、捨身いたし候趣之風聞も有之、旁不届ニ付、重
追放可申付哉

12 寛政九年八月 盜賊出所不糺之品預り御構之場所

へ立入、押而致不儀候者共御仕置伺書 (第一冊「大坂
寛政九巳年 牧野備前守留 御仕置伺書抜 全」所収)

(朱書)
「巳八月十日持參、儀右衛門を以差出、同十六日附札いたし及
差図、同廿二日承付出」

盜賊出所不糺之品預り御構之
場所へ立入押而致不儀候者共

御仕置伺書

成瀬因幡守

石原庄三郎御代官所
摂州八部郡神戸村
百姓吉左衛門倅

右

同村
百姓藤五郎倅

巳七月二日入牢
同月十七日重病ニ付、下宿所預 藤 七
同閏七月十日病死
同

同日入牢
同月廿八日重病ニ付、下宿所預 巳式拾壹歳
塩屋利兵衛倅
佐左衛門倅
重五郎

同日入牢 利平次

同月九日重病ニ付、下宿所預 巳式拾四歳

□屋惣兵衛俸

同日入牢 宗 八

同月十三日重病ニ付、下宿所預 巳式拾四歳

傘屋八右衛門俸

同日入牢 甚 七

同月十六日重病ニ付、下宿所預 巳式拾三歳

鍛冶屋源次兵衛俸

同日入牢 儀 兵衛

右同斷 巳式拾六歳

指物屋喜兵衛俸

同日入牢 □ 蔵

同月廿八日重病ニ付、下宿所預 巳式拾三歳

〔朱書〕
〔伺之通〕

此藤七外六人之もの共儀、吉次郎・りつ申争、りつ不相詫儀を吉次郎腹立いたし、致不儀候様申聞候迎、一同りつを無躰ニ密会いたし、既同人儀右之儀を恥、捨身いたし候趣之風聞も有之、旁不屈ニ付、重五郎外五人之ものハ中追放申付、藤七儀も存命ニ候ハ、同様可申付ものニ候段、一件之も

の江可申渡候哉

右同村

百姓安五郎俸

巳七月二日入牢 幸 吉

同月十八日重病ニ付、下宿所預 巳式拾三歳

同久八俸

同日入牢 次右衛門

同月廿八日重病ニ付、下宿所預

同閏七月十三日病死

〔朱書〕
〔伺之通〕

右幸吉・次右衛門義、俱りつを致不義候事と者不相聞候得共、吉次郎・りつ申争候節、幸吉申聞不入候迎、藤七外六人之もの不義いたし候節、右躰不法之儀いたし候を不差留、其儘刃ニ罷在、次右衛門儀も其場江遲罷越申宥候得共、是又不聞入候迎、不差留同様刃ニ罷在候次第、不束ニ付、幸吉者三十日押込申付、次右衛門も存命ニ候ハ、同様可申付ものニ候段、一件之ものニ可申渡候哉

13 寛政九年八月 盗并密夫又ハ偽を申品金子掠取演

立身売仕候もの御仕置伺書（第一冊「大阪 寛政九巳年

牧野備前守留 御仕置伺書拔 全」所収）

〔朱書〕

〔巳八月十五日持参、冊解を以差出、同廿日附札いたし及差図、同廿六日承付差出〕

盗并密夫又ハ偽を申品

金子掠取演立身売仕候もの

御仕置伺書

山口丹波守

（中略）

西高津新地四丁目

兵庫屋喜兵衛借屋

近江屋

巳七月九日入牢

与 兵衛

巳三拾八歳

〔朱書〕

〔伺之通〕

此与兵衛儀、女房さわ儀岩松与致密夫候を内証ニ而

可済与取扱、さわ江異見加候段、不束ニ候得共、同

人を殺候旨、長吏共手前迄申参候段者、自訴いた

し候道理ニ而、殊岩松ハ吟味之上さわ密夫ニ無紛儀
ニ付、無構旨可申渡候哉

巳七月九日入牢

無宿

岩 松

巳四拾壹歳

〔朱書〕

〔伺之通〕

此岩松儀、さわ与密通及手切ニ妹分ニいたし、与兵

衛女房ニ遣置なから、さわ江執心を残、致密夫、与

兵衛異見いたし候節、雑言申、又者さわ儀与兵衛

ニ被擲疵請、此もの方江罷越、跡る本夫与兵衛呼

戻ニ参候節、よハみを見セ間鋪ため、疵付候故、難

返杯与申掛候段、旁不届ニ付、死罪可申付候哉

（下略）

14 寛政十年十二月 取逃盜、捨子、博奕、又者御構

之場所江立入候もの御仕置伺書(第二冊「大阪 寛政十

午年十二月ヨリ同十一月未年二月マテ 在府中引送御仕置伺

留」所収)

(内表紙)

「寛政十戊午年十二月廿二日牧野備前守引送來

同十一月未年正月十九日附札を以達

同二月十五日承付出候(朱書)

取逃盜捨子博奕又者

御構之場所江立入候もの

御仕置伺書

書面伺之内捨子仕候もの引合みつ答之儀者別紙を以

申上候、其余者伺之通御仕置可申付旨御附札を以被

仰渡承知仕候

未二月二日

水野若狭守

壹(朱書)

(中略)

篠山十兵衛御代官所

撰州西成郡上福嶋村

木屋茂兵衛支配借屋

大坂町奉行吟味伺書の考察(四)

和泉屋たみ同居

午十一月五日入牢

佐助
午三拾五歳

(附札)

此佐助儀、伺之通所払
可被申付候

(黄紙下ヶ札)

此佐助儀、みつと密通いたし、同人出生之小兒
養育難相成候由、材木町江連參捨候段、不届ニ
付、所払可申付候哉

右之者吟味仕候処、南久宝寺町四丁目大屋吉十郎借屋
河内屋与市後家みつと去巳年十一月分致密通、当八月
男子出生いたし候付、此もの方江右小兒引取、致養育
候様みつ申聞、同九月六日夜相渡候付請取、同人方罷
出、

(朱書)

「書面みつ儀(註)、佐助申口符合仕、右小兒捨候儀者曾
而不存旨申立、其段無相違相聞候得共、佐助与密通
いたし、身持不慎之段、叱り置可申と奉存候」

可連帰候処、此もの同家主たみ者親類ニも無之、他人

之儀ニ付、たみ世話ニも難為致存迷惑いたし候間、一向捨可申与存付、同夜五時頃材木町江連參候処、折節人通りも無之候付、同町ニ捨置、

(朱書)

「書面材木町ニ当歳之男子捨有之旨、所之もの共当九月六日私御役所江訴出候付、町内ニ養育申付置候処、

河州渋川郡東足代村百姓治兵衛義右捨子貫請養育い

たし度旨申之候付、同村百姓浅七請人ニ取差遣度段、

同十月六日材木町所之者共申出候付、承届置候間、

落着之節親佐助江為引取可申旨奉存候」

罷歸、同家主たみ江者右次第相包罷在候処、相頭被召

捕候由申之候、右始末不届之旨、吟味詰候処、無申披

旨申之候

(中略)

右之者共御仕置黄紙下ケ札を以相伺候、以上

午

十二月

水野若狭守

(註) 本文の上部余白に、以下の通り附札の内容が記されている。

「此書面みつ儀、密通いたし候段、身持不慎ニ付、叱りと有之候、是ハ見合之例も有之被申聞候事ニ候哉、又ハ的例ハ無之候得共、似寄之例を以被申聞候事ニ候哉、前々之咎叱りニ候ハ、此通ニ而可然候得共、左も無之候ハ、親かゝりと申ニも無之、又下女杯と申類ニも無之、後家之身分不慎ニ候得者前々之咎ニ振れ候義も無之候ハ、三十日押込之方可然候、右之次第今一応取調可被申聞候」

(中略)

(紺書)

「みつ江引当候例

安永六酉年十二月十四日

佐渡守殿江進達一座評議書

松平与次右衛門知行

下総国海上郡八木村

次郎右衛門後家

い わ

右之者儀、古川茂右衛門任申旨、密通いたし候段、

不慎之至、不埒ニ付、急度叱り置可申哉之旨相伺

候処、御尋有之、三十日押込ニ而相当可仕哉之旨

申上候

此儀、桑原能登守御答書ニ申上候通、親懸り

又者下女ニも無之、子供も有之身分ニ而別而不
慎ニ御座候間、三十日押込ニ而振候儀者有御座
間敷哉ニ付、其旨可申付段、被仰渡可然哉ニ
奉存候」

(中略)

後家みつ咎之儀ニ付申上候書付

水野若狭守

南久太郎町四丁目

大屋吉十郎借屋

河内屋与市後家

み つ

右之もの、後家之身分ニ而密通仕候段、不慎ニ付、
叱り置候様可仕旨、朱書を以申上候処、委細御附
札を以被仰下候趣、承知仕候、類例左ニ申上候

天満北森町山本屋新右衛門

借屋炭屋卯兵衛同家母

後家

ゑ つ

右ゑつ儀、得心之上喜兵衛与密通いたし、其後ゑ

大坂町奉行吟味伺書の考察(四)

つ手切之儀、宇兵衛・弥七を相頼、喜兵衛江申
聞候分口論ニ相成、三人とも疵請候始末ニ相成候
段、ゑつ不慎分事発、不埒ニ付、急度叱り置、

(朱書)

「右者天明五巳年十一月小田切土佐守勤役中、

其節之御城代阿部能登守殿江相伺、同十二月

二日落着」

右例ニ准シ見合候処、みつ儀者密通仕候而已尔て一
躰輕相見候間、叱り置候積り相伺候得共、猶又勘
弁仕候処、御附札之通親かゝり、下女杯之類ニも
無御座、後家之身分ニ御座候得者不慎之処、不埒ニ
付、三十日押込申付候方可然哉、何れ御差図次第
御咎申渡候様可仕候、以上

未

二月

水野若狭守

(附札)

此みつ義、伺之通三十日

押込可被申付候

15 寛政十一年三月 盜賊かたり人殺御構之場所江立

入候もの共御仕置伺書 (第二冊「大阪 寛政十年年十二

月ヨリ同十一月未年二月マテ 在府中引送御仕置伺留」所収)

(内表紙)

「寛政十一己未年三月三日備中守殿令御引送

同月十九日以付札達候

同四月八日承付被差出 (朱書)

盜賊かたり人殺御構之

場所江立入候もの共

御仕置伺書

書面伺之通御仕置可申付旨御附札を以被仰渡承知仕候

未三月廿五日

(付箋・朱書)

「此一件御帳面無之当り不申」

水野若狭守

八 (朱書)

(中略)

木津川町

阿波屋八郎兵衛借屋

萬屋

未正月十一日入牢

太兵衛
未三拾貳歳

(附札)

此太兵衛儀、伺之通

下手人可被申付候

(黄紙下ケ札)

此太兵衛儀、兼而密通いたし居候くりを及殺害
候段、不届ニ付、下手人可申付候哉

右之者吟味仕候処、撰州兵庫東出町手繰屋重五郎悴ニ
而前名松五郎与申、六年以前寅年迄重五郎同家居、同
町納屋甚兵衛借屋三軒屋万次郎同居三右衛門娘くり与
兼而密通いたし居候処、同十一月上旬頃ぐくり儀無何
与此ものを嫌疑様子ニ付、外ニ密通之男茂出来候哉与相
疑心外ニ存居候折節、同月十三日夜此もの働先ニ差置
候所持之出刃庖丁持帰候途中、同所西出町ニ而くりニ出
会候所、外ニ不見知候御男同道いたし居候付、密通之
男ニ候哉与相尋候内、右之男逃去、くり申口茂紛敷候
付、弥立腹いたし、

(朱書)
「書面之男名所相知不申候」

右出刃庖丁ニ而突候処、倒候付、怖敷存、逃去、

(朱書)

「書面之くり義、相手不知被殺候旨、其節右町所之も

の共彼地勤番所江訴出候付、為檢使同心共差遣、死

骸為改候処、右耳ろ三寸計下、横ニ式寸余首筋少右

江寄、豎ニ壹寸計突疵都合式ケ所有之、相果居候旨

申聞ニ付、死骸仮片付申付置、相手之もの召捕候手

当申付置候」

一旦東国辺ニ身を忍罷在、去春当表江罷越、右之通家

号名前相改、住居いたし居候処、相頭被召捕候事之由

申之候、右始末不届之旨、吟味詰候処、無申披誤入候

旨申之候

(中略)

右之者共御仕置黄紙下ケ札を以相伺候、以上

未

二月

水野若狭守

16 寛政十一年五月 密通之女江手疵為負候者御仕置

伺書(第三冊「大阪 寛政十一未年四月 御仕置伺留」所

収)

(内表紙)

「寛政十一己未年五月十二日持参

同十七日附札相達

同廿六日承付持参(朱書)

密通之女江手疵為負候者

御仕置伺書

書面伺之通御仕置可申付旨御附札を以被仰渡承知仕候

未五月十七日

成瀬因幡守

式(朱書)

去月十日撰州八部郡兵庫津逆瀬川町車屋庄兵衛借屋京

屋嘉兵衛同居悴岩松儀、同所木戸町綿屋十右衛門借屋

綿屋藤兵衛居宅先ニおゐて、同人方ニ日雇働いたし候

同所東出町古金屋作次郎同居孫もよ江手疵為負候旨、

岩松儀同所勤番所江自訴仕、綿屋藤兵衛并所之もの

よりハ右之趣訴出候付、為檢使同心共差遣、疵所為相

改候処、首筋并咽喉・手之甲等ニ突疵・切疵都合五ヶ
所有之旨、同心共申聞候付、もよ儀者疵養生、岩松儀
ハ所預申付置候処、此節疵所平癒仕候間、一件吟味仕
候趣、左之通ニ御座候

兵庫逆瀬川町
車屋庄兵衛借屋
京屋嘉兵衛同居俸
岩 松
未式拾四歳

此岩松儀、伺之通
療治代銀壹枚
もよ江為相渡可被申候

(黄紙下ケ札)

此岩松儀、密通之女もよ心底相変、忠藏与密通
いたし候儀と疑迄之儀を憤、出刃庖丁を以疵付
候段、鹿忽之至、不埒ニ付、療治代銀壹枚もよ
江為相渡可申候哉

(紺書)
「左之例者誘引出候科も有之、手鎖之上療治代為出候
趣ニ候、此度ハ誘引出候科も無之、一鉢密通之咎ハ
無之事故、伺之通療治代与及差因

例書

明和五子年評議仕申上候、大坂町奉行相伺候摂州
脇濱村宇右衛門下人源四郎儀、同国熊内村宇右衛
門下女小かうを妻ニ致し度段、両親江も不申談致
密通、剃出刃庖丁を以小かう江手疵為負候段、不
届ニ御座候間、居村并大坂三郷江立入間敷旨可申付
哉之旨、相伺候処、小かう浅疵ニ而致平癒、片輪
等ニ相成候義ニ者無之、御定書ニ下女下男之密通主
人江引渡遣与有之候得共、此もの共密通ハ元主人
山口玄篤方ニ罷在候節之儀ニ有之、夫無之女と密
通いたし、誘引出候もの、女ハ為相婦、男者手鎖
と有之、且人ニ疵付候もの療治代疵之不依多少、町
人百姓者銀壹枚、軽き町人百姓者右ニ准し、療治代
可為相渡旨之御定ニ而二重御仕置之内、過料之上
手鑑之御定も有之候間、右ニ準し療治代為出候上、
三十日手鎖申付相当可有御座候処、六十日以上入
牢申付置候ものニ御座候間、是又御定之通令有免、
不及手鎖療治代銀壹枚為出可申旨被仰渡可然哉与
申上、其通被仰渡候

右岩松吟味仕候処、親嘉兵衛儀者百姓亦て、此もの儀者鍛冶職手間働仕、前書もよと当正月上旬密通仕、其後折々及密会罷在候処、近頃もよ儀何となく仕向悪敷疎遠ニいたし候付、外ニ密通之男有之、心底相変候儀与心外ニ存罷在候折節、先月九日兼而知ル人同所東出町塩屋平七借屋田中屋忠兵衛同居悴忠藏と出合候ニ付、致同道木場町罷通候節、もよ儀も通懸り候処、忠藏儀何歟もよと咄合立別候ニ付、其儘罷帰候得共、免角心底難相濟、推量之通忠藏と密通いたし居候儀ニ無相違、見セ付候仕方与猶更心外相募候ニ付、此上威候而成とも実否相糺可申与、有合候出刃庖丁致懷中、翌十日暮六ツ時頃木戸町綿屋藤兵衛方江罷越、もよ呼出、前書之趣を以申聞、再応心底相尋候処、忠藏と密通いたし候儀者決而無之旨申答候得共、押隠候儀と弥腹立相募、所持いたし候出刃庖丁無目当振廻候処、もよ江当り過チ疵付、声立倒候ニ付、其場を逃去候得共、身分難立行儀与勤番所江自訴いたし候事之旨申之候ニ付、実者外ニ趣意有之可殺存念ニ而右之及仕儀候儀ニ可有之間、有躰

可申旨再応吟味仕候処、曾而左様之儀無之旨申之候得共、右始末不埒之旨吟味詰候処、無申披旨申之候

(朱書)

「書面もよ吟味仕候処、祖父作次郎儀者船宿渡世仕、前書岩松儀ハ兼而心易、当正月より密通いたし候段、申口符合仕、同三月中旬より同所木戸町綿屋藤兵衛方江日雇働ニ罷越候ニ付、自然与疎遠ニ打過候処、先月上旬兼而之知ル人前書忠藏艶書差越候得共、前以岩松と密通いたし居候儀ニ付、返事も不致、其儘打過候処、先月九日用事有之、近辺江罷出候途中ニ而岩松・忠藏同道ニ而通り掛り、忠藏儀此ものを呼留、最前差越候艶書之返事承度旨申之候得共、岩松同道之儀疑請候而茂難相濟存、跡今返事可致旨申切、立別候処、翌十日暮六ツ時頃岩松義雇主藤兵衛方江罷越、此ものを呼出、昨日忠藏と咄合候儀者全密通いたし居候ニ無相違、近頃疎遠ニ仕成候儀と腹立之躰ニ而申聞候ニ付、毛頭覺無之旨、再応申答候得共、不聞入出刃庖丁を以疵付候儀ニ而、外ニ子細無之、身分不慎

〆疵受候仕儀ニ相成、後悔仕、岩松江対聊申分無之旨申之候、依之忠藏をも吟味仕候処、もよ申口同事

ニ而前以岩松と致密通罷在候儀ハ曾而不存、艶書相贈候処、岩松相疑、右之及仕儀候段、恐入候旨申之候

付、綿屋藤兵衛并もよ祖父作次郎・同人女房けんを

も相糺候処、もよ儀当三月〆藤兵衛方江日雇ニ仕罷

在候段無相違、岩松と密通仕候儀者曾以不存、此度

吟味ニ相成、右之様子初而承驚入、尤岩松理不尽之

仕方ニ候得共、もよ不慎〆事発、疵所も聊ニ而早速平

癒いたし候上者旁以來岩松江対申分無之旨一同申之

候、且もよ儀疵平癒之上片輪之儀者勿論當之障ニ相

成候儀無御座候」

右之者御仕置黄紙下ケ札を以相伺候、以上

未五月

成瀬因幡守

17 寛政十一年五月 密通之女を殺候者御仕置伺書

(第三冊「大阪寛政十一年四月御仕置伺留」所収)

(内表紙)

一寛政十一己未年五月十二日持参

同十七日付札相達

同廿六日承付持参 (朱書)

密通之女を殺候者

御仕置伺書

書面伺之通御仕置可申付旨御付札を以被仰渡承知仕候

未五月十七日

成瀬因幡守

三 (朱書)

当二月七日撰州東成郡生玉社領神主松下左賀見支配地

大黒屋佐兵衛借屋炭屋甚右衛門宅ニおゐて、永井日向

守御預り所撰州東成郡天王寺村之内馬場先町明石屋新

六借屋大和屋甚兵衛儀、同町伊勢屋弥兵衛借屋京屋い

よ代判五兵衛抱茶立奉公人縫を及殺害、甚兵衛儀ハ其

場〆逃去、行衛不相知旨、右甚右衛門并所之もの共左

賀見方江訴出候付、為見分同人病氣代坂田五左衛門罷

越、相改候処、咽〆式寸計下胸左之方ニ壱寸六七步計

突疵壹ヶ所有之候旨、見分書差出断出候ニ付、為再檢使兩組同心差遣候上、縫死骸仮片付申付、相手甚兵衛儀村方之者江日切を以尋申付、尚亦召捕候手当申付置候処、此節召捕候付、入牢申付一件吟味仕候趣、左之通御座候

永井日向守御預り所

撰州東成郡天王寺村之内

馬場先町

明石屋新六借屋

大和屋

(附札)

此甚兵衛儀、伺之通

未二月十九日入牢 甚兵衛

下手人可被申付候」

未五拾八歳

(黄紙下ケ札)

此甚兵衛儀、縫与致密通罷在、兼而者夫婦ニ可相成致契約置候処、仕向悪敷相成候ニ付、外ニ密通之者出来候儀与存、縫江対面いたし、実否相糺候節、不取敢其座を立懸ヶ候ニ付、弥推察之通、心底相変候儀与腹立いたし、出刃庖丁を以突、既右疵ニ而縫相果候段、短慮之至、不届ニ付、下手人可申付候哉

(紺書)

「御定相当」

右甚兵衛吟味仕候処、前書京屋いよ儀者前以致懇意、縫とも心易相成、先達而夕密通いたし、兼而者夫婦ニ相成可申致契約置候ニ付、縫身分之儀ニ付而者厚世話いたし遣罷在、何卒給金等相立、奉公をも引セ呼取申度所存ニ而、彼是心配いたし罷在候得共、縫儀当春以来絶而寄付不申候付、不審ニ存罷在候折節、当二月二日頃与覚、途中ニ而縫ニ出会候節、引取可申積ニ而何歎相談も有之間、可罷越旨申聞、相待居候得共、一向ニ罷越不申候付、全外ニ密通之もの出来、心底相変候儀与致推察、威候而成とも実否相糺度存、所持之出刃庖丁懐中いたし、いよ方江罷越候途中、是又兼而知ル人前書炭屋甚右衛門方ハ近辺之儀ニ付、甚右衛門方迄呼出シ可申哉与存付、立寄居候内、縫儀甚右衛門門先罷通候ニ付呼入、幸甚右衛門方家内之者不相見候付、奥之間江罷越、右不審之手続申聞、再応相尋候得共、一向請答不致、其座を立懸ヶ取敢不申候付、弥推量之通外ニ密通之もの有之、仕向悪敷相成候儀与腹立相募、出刃庖丁を以無目当突候処、

声立打倒候ニ付、甚右衛門并家内之者も駈付取留候ニ付、俄怖敷相成、其場者逃去、

(朱書)

「右甚右衛門呼出、吟味仕候処、家内母貞順・女房るい・娘あさ四人相暮、甚右衛門儀者拾五六ヶ年以前盲人ニ相成、煮売茶屋致渡世罷在候処、当二月七日甚兵衛罷越候節ハ、母貞順儀ハ老年之上、先達而重病ニ取合、居宅表之間ニ臥罷在、女房るい・娘あさ儀ハ同道ニ而買物ニ罷出居候内之儀ニ而、不斗甚兵衛罷越、甚右衛門与咄合居候内、縫儀も門先罷通様子ニ而甚兵衛呼入、少々内談も致度儀有之由ニ而、奥之間江連行候得共、兼而密通いたし罷在候様子ハ勿論、其節之儀も如何之事ニ有之候哉、曾而不存無何心其儘ニ差置候処、無間も縫声立候ニ付驚、甚右衛門并家内之者も駈付候得共、甚右衛門ハ盲人之儀、貞順・るい・あさも女之儀ニ而無致方、俱々声立候内、隣家之者も追々駈付候得共、甚兵衛ハ逃去候事之由申之、一同不

埒之筋相聞不申候」

所々身を忍罷在候内、被召捕候儀ニ而外ニ趣意無之、縫者其場ニ而相果候趣、吟味之上承之、今更致後悔候旨申之候得共、右始末不屈之旨、吟味詰候処、無申披誤入候旨申之候

(朱書)

「本文縫主人いよ代判五兵衛呼出、相尋候処、縫儀者三ヶ年以前巳年三月の五ヶ年季ニ相極、茶立奉公ニ召抱置候者ニ而、甚兵衛与兼而密通致シ罷在候儀ハ曾而不存、吟味之上右之次第承之候事之由申之、縫親類共始同事之申口ニ而一同不埒之筋相聞不申候」

右之者御仕置黄紙下ケ札を以相伺候、以上

未五月

成瀬因幡守

18 文化十二年十二月 衙并取逃品預、夫有之女江密

通申掛候者一件吟味伺書(第八冊「大坂 文化十三年

二月 御仕置伺留」所収)

(内表紙)

衙并取逃品預夫有之女江密通申掛候者

一件吟味伺書

書面伺之通御仕置可申付旨御附札を以被仰渡承知仕候

子二月廿日

平賀信濃守

十六(朱書)

(中略)

上難波町

釘屋九郎兵衛支配借屋

油屋弥兵衛倅

(附札) 此重助儀、伺之通

重追放可被申付候

亥七月二日入牢重病ニ付

同月廿九日下宿所預

重 助

亥三拾五歳

(黄紙下ヶ札)

此重助儀、太兵衛女房いわ江密通申掛候処、不
聞入尖断申候儀を腹立いたし、卯兵衛を頼、い

大坂町奉行吟味伺書の考察(四)

わを女房ニ貫度旨、太兵衛養母まさ江不法之懸
合為致候処、承引不致候付、威候而成共貫請、
女房ニ可致与存候迎、所持之脇差を帯、太兵衛
方江罷越難題申懸候段、不法之仕方、別而不届ニ
付、重追放可申付候哉

(紺書)

例

文化九壬申年四月大久保加賀守差図 平賀信濃守掛

一夫有之女江押而密通申掛候一件吟味之内

西高津新地式丁目

播磨屋力吉借屋

河内屋藤藏同居

吉兵衛

此吉兵衛儀、夫有之女を執心ニ存、平吉者致盜候
者之由偽之儀申聞、ひて江押而密通申掛致手込、其
節著ひて逃帰不遂事を候とも、平吉方江罷越候節、
夫婦之者不会釈ニ付、右密通申掛候次第ひてより
平吉江申明候儀与憤、小刀を以ひて江突掛候段、
重々不届ニ付、重追放

文化八末年十月大久保加賀守差図 斎藤伯耆守掛

一 強盜并盜物貰請、夫有之女江

密通申掛ケ候一件吟味之内

虎事
与 市

大岡久之丞御代官所

撰州西成郡北野村

百姓源兵衛借屋

百姓寅吉同居

八右衛門事

弥兵衛

御勘定奉行

寛政元酉年六月鳥居丹波守殿御差図 根岸肥前守掛

此弥兵衛儀、夫有之わき江密通申掛、不得心ニ候

ハ、致方有之旨申威、其後伊三郎相咎候節、無実

申掛候由、却而声高ニ申紛シ候ハ疵請候仕儀ニ至候

段、不法之至、不届ニ付、軽追放可申付候哉

一上州宮関村幸七儀、女房并医師壽安江為手負候一件

松平大和守領分

上州勢多郡宮関村

此右衛門屋敷ニ罷在候

医師

壽安

付札(朱書)

此弥兵衛儀、重追放

可被申付候

文化元子年十一月阿部播磨守差図 佐久間備後守掛

一夫有之女江疵付候一件吟味之内

無宿

候始末、旁不届ニ付、重追放

右例ニ見合、伺之通」

右之者吟味仕候処、親弥兵衛同居ニ而此者壹分ニ小道具致商売罷在候処、初瀬町桑名屋安次郎者隣町ニ而京町堀五丁目桑名屋太兵衛方ハ致別家候得共、勝手ニ付、安次郎を本宅ニさし置、太兵衛夫婦之者出養・所ニ生來書ニいたし、兩人共安次郎方ニ罷在、一同懇意ニいたし候処、当五月十二日安次郎方江咄合罷越候節、安次郎・太兵衛儀も致他出、太兵衛女房いわ壱人罷在候付、無何心咄合等いたし候内、不凶恋慕之念慮相発候得共、夫有之女之儀ニ付、容易ニも難申出存止り、無何氣躰ニ而其日者罷帰候得共、夫ハ何与なく難忘候付、猶又翌十三日も罷越候処、其日も安次郎・太兵衛不居合候付、能折柄与存、いわ江密通之儀申聞候処、気色を變、夫有之身分ニ付、左様之儀者難相成候相間、以来決而不申出様致返答候付、致赤面罷帰候得共、何分存念難相止候付、又々同十五日罷越候処、其日も安次郎・太兵衛不居合候付、是非与茂密通之儀可致承引於不承知者存寄も有之間、相考可致返答旨急度申聞、一旦罷帰、右返答可承与同日又々罷越候処、此者女房ひさ儀安次郎方

見世先ニ而いわ者此者与密通いたし居候様子ニ相見、ひさ面皮ニも拘り候間、以来此もの罷越候共、決而取敢聞敷旨、急度申聞候由ニ而、いわ儀此者江右之次第申聞、右躰之取沙汰請候而者、太兵衛江对難相濟候間、以来立入之儀相断候旨、尖マニ申聞候付、

(朱書)

「右ひさ相糺候処、安次郎方江罷越、いわ江重助与密通之沙汰有之候間、同人を寄セ付不申様申聞候次第、申口符号仕、密通之儀見留候儀ニ者無之候得共、重助儀平日安次郎方江繁々立入罷在、いわ与密通之様子ニも推量いたし候付、左様之儀有之候而者、面皮無之与存、いわ江及懸合候事之由申之、不埒之筋相聞不申候」

無是非其儘罷帰候得共、いわ返答之致方腹立ニ存、其上右躰ニ相成候上者太兵衛儀も存可罷在間、此上者乍不法、太兵衛并同人養母まさ江掛合、いわを押而貰請、此もの女房ニいたし存念可相立与存付、同十六日前書京町堀五丁目太兵衛居宅江罷越候処、太兵衛不居合、ま

さニ致面会候付、其段及懸合候処、及断不致貪着候付、

再応申聞候儀も難致、人を以為懸合可貫請与兼而致心

易候伊達町播磨屋茂登次郎・日雇卯兵衛儀弁口之もの

ニ而同人儀近頃身上相仕廻難渋いたし罷在候付、同人江

致面会前書いわ江密通申懸候手續相咄、是非共貫請、

女房ニ不致候而者心底難相濟、乍不法如何様ニも及懸合

貫請呉候ハ、右為謝礼身分立行方之世話いたし可遣

旨申聞候処、早速致承知候付、同人を以為掛合候処、

同様断を申、取敢不申候付、威候而成共、貫請可申与

存、所持之脇差を帯、太兵衛方江罷越、まさニ出会、是

非共いわ儀貫請女房ニいたし度旨、押而申聞候得共、一

切不致貪着候付、無致方打過候内、右之次第相頭被捕、

吟味相成恐入候段申之候付、実者いわ与密通いたし、其

上金銀等ゆすり可取巧ニ而卯兵衛申合、難題申懸及不

法候儀ニ可有之旨、重々嚴敷吟味仕候処、左様之儀無

之段申之候得共、右始末不屈之旨、吟味詰候処、無申

披由申之候

伊達町

(附札)

此卯兵衛儀、伺之通

亥七月九日入半重病ニ付、

卯兵衛

所払可被申付候

八月七日下宿所預

亥四拾五歳

医師花井臨川借屋

播磨屋茂登次郎日雇

(黄紙下ケ札)

此卯兵衛儀、困窮ニ付、身分立行方之致世話可呉

旨、重助申聞候由、いわ夫有之儀者乍相弁、太兵

衛方江罷越、いわを重助女房ニ貫請度旨、難題申

懸候段、不法之至不屈ニ付、所払可申付候哉

(紺書)

御定

夫有之女与密通

一いたし候男尔被頼

女を貫掛ケ候もの

所払

類例

前書壽安一件之内

松平大和守領分

上州勢多郡宮関村

清七下男

与 助

右之もの儀、壽安相頼候由、夫有之みな江不儀之

儀申通候段、不埒ニ付、所払

一左之覚書を以相尋候処、例書差出之

衛井取逃品預、夫有之女江密(通)申懸候者一件之内卯兵衛御仕置見合之例可被差出候事」

例書

平賀信濃守

卯兵衛類例(朱書)

江戸堀老丁目

米屋善助女房

たみ

右たみ儀、善七・かう密通之手引いたし、金銀等貫請候儀者勿論、密通申掛候儀不存候段者無相違候とも、善七セかウ江書狀取次候儀、頼越候とも、善七儀ハ佐兵衛死後親類共申談、出入差留有之者之儀ニ付、容易ニ取次致間敷処、卒忽ニ請取置、かう弟善右衛門江申聞、差凶之上与者乍申、かう江相渡、其後夜分外出之儀も同人申ニ任セ、佐兵衛死後末日柄も不相立内、不慎ニ出歩行候儀をかう親

孫右衛門江取繕申成、為致得心付添罷出、右途中

よりかう行方を見失、善七方江手寄密通および候仕儀ニ至候段、此もの不取計ツ事発、不埒ニ付、五

十日手鎖

(朱書)

「右者文化七午年五月斎藤伯耆守勤役中、其節之御城

代大久保加賀守殿江相伺候上落着

右たみ儀者かう夫死亡佐兵衛死後無間も、かう江

不埒之書狀取次、其上不取計いたし候儀ニ而、此

度之卯兵衛者夫有之いわを貫掛ケ候儀ニ付、趣意

致相違候得共、外ニ見合之例も相見不、勿論たみ

より者品不宜候付、黄紙之通相伺候儀ニ御座候」

(紐書)

「右之通例書差出候処、相当ニも無之、御定并与助類

例ニ見合、伺之通及差凶」

右之者吟味仕候処、前書重助与者兼而致心易候者ニ而同

人儀前書太兵衛女房いわ江恋慕いたし、密通申懸候処、

同人尖断申聞、重助面皮無之候付、是非共貫請女房ニ

不致候而者心底難相濟候付、太兵衛并同人養母まさ江引

合、いわを女房ニ貫請度旨、掛合之儀被相頼候手續申
 口符合仕、太兵衛・まさ江掛合、品能重助女房ニ貫遣
 候ハ、為謝礼此もの身分立行方之世話いたし可呉旨申
 聞候付、不法之儀与者存候得共、身分立行方も致出来
 候ハ、難洪可相凌与困窮之余、不凶欲心迷、太兵衛方
 江罷越、いわを重助女房ニ貫請度旨、まさ江懸合再応申
 聞候得共、不致貪着候付、無是非其儘いたし、掛合
 之儀者重助江及断候処、此度吟味相成、恐入候段申之
 候付、実者金銀等ゆすり可取巧ニ而重助申合難題申懸、
 不法之懸合いたし候儀ニ可有之旨、重々嚴敷吟味仕候
 処、曾而左様之儀無之段申之候得共、右始末不法之仕
 方不屈之旨、吟味詰候処、無申披由申之候

鱧谷巷丁目

近江屋宇右衛門家守

出来屋喜兵衛同居

前書桑名屋太兵衛

元女房

(附札)

此いわ儀、伺之通
 急度叱置可被申候

亥七月二日入牢、申口相分
 候付、同月十九日下宿所預

い わ
 亥三拾歳

(黄紙下ヶ札)
 此いわ儀、重助密通之儀申懸候付、及断候段
 者無相違相聞候得共、其段早速夫太兵衛且同人
 養母まさ江も可申聞処、無其儀段、不束二付、急
 度叱置可申候哉

(紺書)

例

前書重助例ニ引付候弥兵衛一件之内

北野村百姓源兵衛借屋

大和屋伊三郎女房

わ き

此わき儀、弥兵衛密通申掛、不聞入候ハ、致方有
 之旨申威候由、其場を可遁ため与者乍申、如何様
 共可致旨、不束之及答、後難を恐候事与者乍申、夫
 之留守中家主所之もの江も不相断、親元江立帰居
 候段、不束二付、急度叱り

右例見合、伺之通及差図

右之者吟味仕候処、前書安次郎者太兵衛下人ニ而四年
 以前申五月太兵衛分爲致別家候得共勝手ニ付、安次郎
 者太兵衛本宅ニ差置、同人并此もの安次郎宅を出養生所

ニいたし罷越居候処、前書重助儀太兵衛留守中密通之儀度々申聞候付、夫有之身分ニ而不相濟儀ニ付、断申切置候処、重助女房ひさ儀安次郎見世先ニ而此もの儀重助与密通いたし居候様相疑、以来重助不為立奇様申聞、素分実々覺無之儀ニ付、太兵衛初世間江相聞候而者難相濟与腹立ニ存候付、幸之儀与存、旁重助江以来安次郎方江立入間敷旨、急度申聞候得共、右始末太兵衛并養母まさ江申聞候儀者如何可有之与存量、其儘ニ打過候処、其後重助分前書卯兵衛を以此者を女房ニ貫請度旨、養母まさ江申聞、又者重助直々脇差を帶罷越、押而申聞候付、以来何程之變事可致出来も難計、太兵衛面皮ニも拘候由ニ而当三月上旬此者差戻、太兵衛分離縁請候付、無抛喜兵衛方江一旦罷帰候得共、身分不詰ニ付、喜兵衛を以相託、再縁之懸合いたし貫罷在候内、吟味相成候事之由申之候付、実者重助与致密通候儀ニ可有之旨、重々嚴敷吟味仕候処、曾而左様之儀無之段申之候得共、右始末不束之旨、吟味詰候処、可申立様無之由申之候

(朱書)

「右太兵衛并まさ相糺候処、一同申口符合仕、太兵衛儀重助・卯兵衛罷越、法外申聞候御者留守中ニ而、帰宅之上養母まさ分右之次第申聞候付、法外之儀与者存候得共、其度まさ及応対候趣、一旦屈伏ニ而罷帰候儀ニ付、重而在宿之節、右躰之法外申来候ハ、留置訴出可申与存罷在候処、吟味相成候儀ニ而、いわ儀重助与密通之儀者ひさ疑心分風説高く相成候儀ニ而いわ江密通之疑者無之候得共、重助・卯兵衛不法申聞、或重助儀脇差を帶、嵩高成申聞方もいたし候付、以来何程之變事可致出来も難計、太兵衛面皮ニも拘候付、旁無抛いわ親元喜兵衛方江差戻及離縁候事之由申之、不束之筋相聞不申候」

右吟味仕候趣、書面之通御座候、御仕置之儀黄紙下札を以相伺申候、以上

亥

十二月

平賀信濃守

19 文政元年十一月 夫江対シ密夫有之儀を申不法之

及過言致手向ひ候女房を殺候一件吟味伺書(第三九冊

「大坂 文政二卯三月 御仕置伺書」所収)

(内表紙)

一

夫江対シ密夫有之儀を申不法之及過言

致手向ひ候女房を殺候一件吟味伺書

書面伺之通御仕置可申付旨御附札を以被仰渡承知仕候

卯三月朔日

彦坂和泉守

壺 (朱書)

当九月十一日天満七丁目江川屋新助儀、同人女房かねを致殺害候段、所之者訴出候付、為検使両組同心差遣、為改死骸仮片付申付、新助召捕、一件吟味仕候趣、左之通御座候

天満七丁目

池田屋三郎兵衛借屋

(附札)

江川屋

此新助儀、伺之通

寅九月十三日入牢

新

助

無構旨可被申渡候

同月廿日申口相分候付、寅五拾四歳

下宿所預

(黄紙下ヶ札)

此新助儀、女房かね度々無断他出いたし、周教与密夫之風聞茂有之候付、かねを途中今連帰札候節、周教与密夫之儀無相違間、存分ニ可致旨申答、誤候昧茂無之、異見之節口答いたし、夫江対シ不法之及過言候間、敲懸候処、却而手向ひいたし候付、不得止事及殺害候与之申口之趣、かね死失、周教行衛不相知上者密夫之虚実并かね過言之次第共、此者片口ニ付、難取用候得共、まさ江代筆相頼、周教江面会致度由、度々文通いたし、右書状之上書者まさ夫藤兵衛、或ふし夫忠兵衛名前ニいたし有之をかねふし江頼、同人儀飛脚屋へ持参いたし候次第、申口符合いたし、其上まさ儀周教・かね与一同宿屋ニ泊合候節、周教・かね密会いたし候様子見請候儀茂有之段申立、右宿屋之名前不分、其儀外ニ存候者無之候得共、かね親類共儀茂同人若年之節、周教与密通いたし候儀有之儀者兼而及承罷在、常々氣随之生質ニ付、夫を蔑之儀并まさ合宿之節見請候次第、又ハ夫江不法之過言及手向ひ候儀等茂相違有之間敷存、聊無申分、此者御仕置有免之儀相願候旨申立候間、無構旨可申渡候哉

(紺書)
「御定

無紛ニおゐてハ

一密通之男女共ニ夫殺候ハ、無構

御定書ニ添候例書之内

女房法外有之ニ付、切殺候もの之事

下総国西親野井村

寛延二巳年六月御仕置之例 藤兵衛

此藤兵衛儀、女房いら短慮ものニ而、藤兵衛江対し度々悪口いたし候事も有之候、藤兵衛儀稲刈ニ出、中食給ニ帰候処、早ク帰候段不埒之由、いら悪口いたし候ニ付、藤兵衛叱り候処、口惜候ハ、切候様いら申之、居直候間、残念ニ存、脇差取出し、いらを切殺、藤兵衛ハ自害仕損候、然処いら母并親類共藤兵衛助命之儀相願候得共、いら口答致候とも致方も可有之処、切殺候段、不届ニ付、下手人可申付哉と相伺、

御差図

いら儀、夫江対し法外之事共ニ而被切殺候儀ニ候間、下手人不及、構無之旨被仰渡候事

堺奉行

文化十三子六月差図

小菅備後守懸

一女房を殺、致自訴候者一件吟味伺書之内

湯屋町和泉屋

豊松借屋

壺屋

吉兵衛

右吉兵衛儀、女房さと奉公中、末之約束いたし、困窮之中種々心を尽、都而さと心底ニ応候様致遣候処、不会釈之次第疑敷存候折柄、幾右衛門江遣候密書之趣ニ而ハ此者江添（送朱書）候心底無之、被飽候様仕成、終ニハ幾右衛門方江可相越、此間之対面名残惜候旨、其余此者を蔑ニいたし候文鉢ニ付、憤相発、さつを責問候処、頭候上ハ難包、実者幾右衛門与深申かわし、親元江帰懸ケも及面会候旨申之、累年欺候儀口惜候ハ、存分ニ可致迎茂得殺間敷旨難言難忍、憤致増長、襟を取、強メ付候処、息絶、存命無覚存候迎、

首打落候段、不届ニ者候得共、両親より差入候一札ニ
 而も氣随ものニ者無相違、密書之文躰幾右衛門を密夫
 与疑候段、尤至極ニ而其上遊女中ハ馴染之夫ニ付、心
 易ニ泥慮外之雜言申候儀も相違有間敷、さと之不埒
 可申様も無之、此者江対し聊申分無之、御仕置宥免
 之儀相願、且者文躰之趣を以、此者憤相發、さとを
 殺候仕儀至候段、無余儀相聞候間、無構

寛政四子年十一月

松平和泉守殿御差函

町奉行

小田切土佐守懸

一芝濱町丑之助、妻を致殺害候一件

芝濱町弥助店

権左衛門方ニ居候

同人弟

丑之助

右之者儀、平次郎娘とめ与密通之上、長吉媒ニ而妻
 ニ呼取候処、とめ儀母兄江も当悪敷、其上数月之
 間、丑之助心底ニ随ひ不申、剩彼是悪口申、芝居
 見物ニ罷越候由、乍聊売溜錢理不尽持出候始末、
 不届之致方ニ而、其後とめ家出いたし、長吉和談

取計候節、右躰一旦家出いたし候上者立帰候共、
 丑之助心底も濟間敷間、奉公濟いたし度□とめ申
 候旨、長吉より申聞候者、全丑之助妻ニ相成候を
 嫌候儀与相察、一躰平生之いたし方悪敷候ニ付、弥
 憤増長いたし、殺害いたし候段申立、前書之通と
 め儀夫江対し致方不届之段、無相違相聞、とめ兩
 親儀丑之助助命之儀相願候上ハ下手人ニ不及、無
 構

右例ニ見合、伺之通及差函」

右之者吟味仕候処、此者女房かね者撰州荒生村百姓死
 亡木兵衛妹ニ而、同州曼茶羅寺村一向宗正福寺住持周
 教与先年密通いたし罷在候得共、手切之上二十ヶ年以
 前ハ此者女房ニ貫請候処、かね儀氣随者ニ而平日不機嫌
 之節者用事申付候而も聞入不申、他出いたし候出這入ニ
 も不致挨拶等、却而法外而已多候付、叱り候得者每々致
 過言候上、去々年ハ折々夜分致他出、及深更候迄も不
 罷帰儀有之、不審ニ存候処、今以右周教与致密通罷在、
 折々文通ニ而當表江呼寄、夜分何方ニ候哉、竊ニ出會い

たし候事之由、風説承候付、折を以得与実否可相探与存候内、当九月六日今無断致他出、不立帰候付、弥怪敷存、所々相尋候処、同十一日途中ニ而見逢候間、召連帰相糺候処、前書之次第無相違、周教与致密夫候間、此上者存分ニ可致旨申之、誤候躰も無之候付、嚴敷異見を加江候得者、口答いたし候間、敲懸り候処、却而此もの江致手向ひ、種々夫江対し不法之至、最早堪忍難相成不得止事、辺ニ有之候出刃庖丁を以及殺害候上、其段自訴可致与存候内、被捕候段申之候付、かね儀周教与致密夫候由申、不法之及過言致手向ひ候与之儀并兼而同人気随者ニ而、夫江対し蔑之仕方又者無断致他出候儀共、同人死失之上者片口ニ而、殊周教も行衛不相知儀ニ付、致密夫候与之風聞証拠無之候而ハ、右申口之趣難取用、実者外ニ趣意有之、殺候儀ニも可有之旨、再応吟味仕候処、曾而左様之儀無之由申之候

同所八丁目

河内屋吉十郎借屋

(附札)

此まさ儀、伺之通

所預

菱屋藤兵衛女房

ま さ
寅三拾九歳

所扱可被申付候

(黄紙下ケ札)

此まさ儀、密通之手引いたし候儀与者不相聞候得共、夫有之かね周教江度々出会致度由之文通代筆相頼、其上上書を他之名前ニ認異候様望候ハ、旁不審之儀与可心付筋者勿論、夫藤兵衛名前を茂上書ニ認候ハ、夫江茂申聞可任差図答之処、無其儀度々右書状認遣、殊周教・かね一同宿屋ニ泊合候節、兩人密通之様子乍及見、其場を見遁候始末、不届ニ御座候得共、様子及見候而巳ニ而、認遣候書状茂艶書ニ無之段ハ無相違、かね死失、周教行衛不相知上者密夫之儀難決候付、所扱可申付候哉

(紐書)

〔文化五辰十二月松平能登守差図〕

平賀信濃守懸

一密夫を殺候一件吟味伺書之内

常安町加嶋屋徳右衛門
借屋

河内屋

又五郎

右又五郎同居俣

藤次郎

右又五郎・藤次郎儀、八郎兵衛密夫之手引等いた

し候儀者不相聞候得共、同人縁者之好身を存候共、

夫有之たか事ゑいと密通之上連退候段、承候ハ、

異見をも差加、尋常之取計方も可有之処、無其儀

同人任頼兩人共引請、又五郎儀及老年候付、悴藤

次郎江申付、世話為致、八郎兵衛身元慥成者ニ而別

条無之由申偽、同人家請人ニ相立、借屋借次遣、八

郎兵衛・ゑい致夫婦置候段、不届ニ付、大坂三郷

弘

堺奉行

享和元酉正月青山下野守差図

矢部駿河守懸

一密夫を及殺害候一件之内

紀州上那賀郡静川庄

平野村

長 七

右長七儀、いそ・安兵衛与致密通、手切之儀相頼

候始末、無余儀存候迎、素々不筋之儀与乍心付、

態与利右衛門江ハ押包、手切之儀内分ニ而安兵衛江

掛合遣候段、不束ニ付、急度叱り

一奉行差出候書面、左之通

手覚

夫江対シ密夫有之儀を申、不法之及過言手向いた

し候女房を殺候一件吟味何書之内、まご儀密通之

様子見遁候始末、如何ニ有之候付、類例御下之上、

今一応勘弁仕、見合之儀も有之候ハ、可申上旨被

仰渡、承知仕候、則別紙類例書差上候事

(朱書)

「まご類例」

常安町

加嶋屋徳右衛門借屋

河内屋

又五郎

右又五郎同居悴

藤次郎

右又五郎・藤次郎儀、八郎兵衛密夫之手引等いた

し候儀者不相聞候得共、同人縁者之好身を存候と

も、夫有之たか事ゑいと密通之上連退候段、承候

ハ、異見をも差加、尋常之取計方も可有之処、無

其儀同人任頼兩人共引請、又五郎儀及老年候付、

悴藤次郎江申付、為致世話、八郎兵衛ハ身元慥成
ものニ而別条無之由申偽、同人家請人ニ相立、借屋
借次遣、八郎兵衛・ゑい致夫婦置候段、不届ニ付、
大坂三郷払

(朱書)

「右者文化五辰年十二月平賀信濃守勤役中、其節之御
城代松平能登守殿江相伺候上落着

右同断」

江戸堀老丁目

米屋善助女房

た み

右たみ儀、善七・かう密通之手引いたし、金銀等
貰請候儀者勿論、密通申掛候儀不存候段ハ無相違
候とも、善七ふかう江書状取次候儀頼越候共、善
七儀者佐兵衛死後親類共申談、出入差留有之もの
之儀ニ付、容易ニ取次致間敷処、卒忽ニ請取置、か
う弟吉右衛門江申聞、差凶之上与ハ乍申、かう江相
渡、其後夜分外出之儀も同人任申、佐兵衛死後未
日柄も不相立内、不慎ニ出步行候儀をかう親孫右

衛門江取繕申成、為致得心付添罷出、右途中より
かう行方を見失ひ、善七方江手寄、及密通候仕儀
ニ至候段、此もの不取計より事発、不埒ニ付、五
十日手鎖

(朱書)

「右者文化七午年五月斎藤伯耆守勤役中、其節之御城
代大久保加賀守殿江相伺候上落着

右又五郎・藤次郎儀者、八郎兵衛夫有之たか事ゑ
いと密通之上、連退候を乍承、異見をも不加、借
屋借次遣、夫婦ニいたし置候段品悪敷、此度之ま
さ者密通之様子及見候後者、かね不埒之心底怖敷
存、書面等認遣候儀も及断不携、最前認遣候書面
辿も艷書ニ無之段者無相違相聞、相宿之節密通之
様子及見候而已而、かね死失、周教行衛不相知上
者、密夫之儀決候儀も無御座候付、たみ例之方ニ
見合候処、右一件吟味書之内夫佐兵衛存生中女
房かう与善七密通之儀申替シ候段無相違相見、た
みハ其儀不存事ニ候とも、親類共申談、出入差留

有之候善七よりかう江之書面取次、其上たみ重立付添かう出歩行候途中より、同人を見失ひ及密通候仕儀ニ至候得共、此度之まさハたみふ品不宜、又五郎・藤次郎よりハ軽く相見江候付、両例見合、黄紙之通所私与相伺候儀ニ御座候」

(紺書)

「右両例ニ見合、奉行見込之通及差図」

右之者吟味仕候処、前書かね与者兼而懇意ニいたし、同人者無筆ニ付、文通難渋之由ニ而去々々年来折々都合十ヶ度程代筆いたし遣候儀有之、右書状之文言者かね名前ニ而前書周教ニ面会致度儀有之間、当表江参呉候様与之儀而已ニ而、右面会之趣意并何方ニ而致出会候儀ニ候哉不存、かね申聞候通を度毎無何心認遣、書状之上書名前ハかね任申ニ、此者夫藤兵衛又者かね姪婿同所七丁目角屋忠兵衛分正福寺宛ニ認遣候、右書状かね江度毎相渡、此者分届候儀者無之候処、当三月日不覚、此者夫藤兵衛ハ貸本渡世之ものニ而、前書周教江貸置候本類請取ニ参候様申付候得共、此者儀周教村方不案内ニ而幸

かね者前書周教与懇意之趣ニ付、同人を頼致同道、正福寺江罷越、周教分貸本請取帰候節、同人も用向有之致出坂候旨申之、三人致同道罷帰候途中及暮ニ候付、名前不存宿屋ニ而致一宿、三人同間ニ臥罷在候処、夜中周教・かね竊ニ及密会候様子を身請候付、其場者寝入候躰ニ而無何氣見遁候得共、かね儀夫有之身分ニ而不埒之心底怖敷存、帰宅之後者無何与かね与不致心易、代筆等頼来候而も断ニおよひ罷在、尤最前周教同道之節も当表江着之上、途中分此者老人者相別レ罷帰候付、同人儀当表ニ而何方江罷越候哉不存、勿論かね儀新助方江不嫁付以前、周教与致致密通居候与之儀も吟味之上初而承、恐入候段申之候付、かね儀夫有之身分ニ而周教江度々出会之儀文通いたし候代筆頼、其上上書を他之名前ニ認具候様相望候ハ、最初分不審之儀与可心付儀ニ而、第一夫藤兵衛名前を上書ニ認候ハ、夫江も相談之上可任差図処、無其儀殊其後周教・かね密会之様子ニ乍見請、見遁置候与之申口之趣、紛敷実者周教・かね密夫之手引いたし候儀ニ可有之旨、重々吟味仕候処、曾而左様

之儀無之段申之候得共、右始末不埒之旨、吟味詰候処、
可申立様無之由申之候

堂嶋弥左衛門町徳嶋屋

九兵衛支配借屋

山城屋

弥三郎

同所七丁目

播磨屋六兵衛借屋

角屋忠兵衛女房

(附札)

此ふし儀、伺之通

所預

ふし

過料三貫文可被申付候

寅三拾壹歳

(黄紙下ケ札)

此ふし儀、縦令伯母かね申付候共、同人者夫有
之身分ニ而周教江文通いたし候儀、不審之儀与可
心付筋ニ而、殊夫忠兵衛名前をも上書ニ認有之候
ハ、夫江申聞可任差図筈之処、無其儀右林紛
敷書状を飛脚屋迄之使いたし候段、不埒ニ付、過
料三貫文可申付候哉

(紺書)

〔類例〕

文化六巳七月松平能登守差図

斎藤伯耆守懸

一夫有之女江不儀申掛、金子貪取候一件吟味伺書之内

大岡久之丞御代官所

摂州西成郡曾根崎村

百姓孫兵衛借屋

備前屋

新助

右新助・弥三郎儀、まつより被頼、喜六江取次遣

候金子者、同人身分不相応之儀、殊ニ内々渡呉候

様、まつ申候上者旁不審ニも心付、子細可承札処、

無其儀喜六儀まつ江密通申掛、貪取候金子共、不

心付取次遣候段、不束ニ付、急度叱り

右類例ニ見合、品不宜候間、伺之通及差図

右之者吟味仕候処、前書かね者此者伯母ニ候処、去々

年今当三度かね儀前書周教江遣候書面之由ニ而、此者夫

忠兵衛又者前書藤兵衛名前ニ而宛名者正福寺与有之書状

飛脚屋江致持参呉候様相頼候付、無何心請取致持出候

処、吟味之上右者かね儀無筆ニ付、前書まさ相頼認貰

候書面ニ而、かね儀若年之節周教与致密通候儀有之、手

切之上新助方江嫁付候儀ニ候得共、近年又々周教与出会

之儀を度々申遣候事之由承、驚人候段申之候得共、か

ね儀正路之事ニ候ハ、夫新助名前之文通ニ可有之筋ニ

而、他之上書名前を以文通いたし候者不審之儀与可心付儀、其上此者夫忠兵衛名前も認有之候ハ、旁夫江も申聞、差図請可取計処、無其儀段申口之趣、紛敷相聞、実者かね・周教密夫之手引いたし候儀ニ可有之旨重々吟味仕候処、曾而左様之儀無之段申之候得共、右始末不埒之旨、吟味詰候処、可申立様無之由申之候

(朱書)

「前書周教儀、かね被殺候同日致欠落、行衛不知候付、尋并召捕候手当申付置候、尤本文之趣風聞為探候処、毎度周教・かね竊ニ出会致密通候儀之由、専風聞御座候得共、右出会場所之儀聡与不相分、宿屋ニ而まゝ一同泊合候節、周教・かね致密会候様子まさ及見候与之儀も、右宿屋之方角名所之儀、精々まさ江承札候得共、同人儀兼而右道筋不案内之儀、殊夜ニ入候付、聡与不相弁段申之、右鉢宿屋ニ泊合候節之次第外ニ存候者無之、まさ申口迄ニ而、かね死失、周教行衛不相知候而ハ聡与難決候付、かね親類共存寄をも相糺候処、同人若年之節新助方江嫁付不申以

前、周教与致密通候儀有之儀者兼而及承罷在、元來新助儀者実鉢成者ニ候処、かね儀常々氣随之氣質ニ而、夫江対し蔑之仕方も有之、まさ相宿之節見請候次第并夫江対しかね不法之及過言、手回ひいたし候儀茂新助申立候通相違有之間敷与存、かね不埒事発被殺候儀ニ付、新助江対し聊申分無之、同人御仕置宥免之儀相願候旨書付差出申候」

右吟味仕趣、書面之通御座候、御仕置之儀黄紙下札を以相伺申候、以上

寅

十一月

彦坂和泉守

20 文政三年八月 女犯之僧并辻打芝居見物並之場錢不相拵候もの吟味伺書(第五八冊)「大坂 文政三辰十月十一月 御仕置伺留」所収)

(内表紙)

「辰十一月六日差図(朱書)

女犯之僧并辻打芝居見物並之場錢不相拵

候もの吟味伺書

書面何之通御仕置可申付旨御附札を以被仰渡承知仕候

辰十一月六日

内藤隼人正

彦坂和泉守

七 (朱書)

嶋田帯刀御代官所

摂州東成郡天王寺村

之内堀越町

禪宗泰清寺住持

此崑山儀、伺之通
遠嶋可被申付候

辰七月九日揚屋入

崑山
辰五拾貳歳

(黄紙下ケ札)

此崑山儀、寺持清僧之身分ニ而尼智祥又者しな与
致密通、右両人方ニ而止宿及女犯候段、不如法
之至、不届ニ付、遠嶋可申付候哉

(紺書)

御定

女犯之僧御仕置之事

一 寺持之僧

遠嶋

寺社奉行

一同役并一座申合之内

安永四子年十一月六日

一 輕中重追放遠嶋ハ、揚り屋ものニ付、浪人臺ニ而

申渡、直砂利江下シ候

但、輕中重追放、脱衣付不申候得ハ、袈沙衣

共払場所ニ而相渡、脱衣并遠嶋者袈沙衣共闕所

文化六巳年四月備前守殿御差図

大久保安芸守懸

一 浅草浅草寺地中徳應院惠隣及女犯候一件吟味伺書

浅草天台宗

浅草寺地中

徳應院

惠隣

此徳應院惠隣儀、清僧殊寺持之身分ニ而深川永代寺

門前仲町八右衛門方江參り候節、同人女房たみ妹き

ちと密通いたし、又者寺内其外武州金杉村惣三郎地

面ニ有之明家を千住小塚原新寺町教受坊隠居一鳳名

前ニ而借受、困置、度々及女犯候段、不届ニ付、御定

之通、遠嶋可申付候哉

寛政十一未年四月先代差図

仙石淡路守懸

一女犯之僧御仕置伺書

石原庄三郎御代官所

泉州南郡中村真言律宗

蓮花光村住持寺來也

猛 幢

右猛幢儀、両寺住職清僧之身分ニ而傾城買揚致女犯

候段、不如法之至、不届ニ付、遠嶋

寛政十二申年七月先代差図

水野若狭守懸

一女犯博奕夫有之女江密通申掛候者吟味一件之内

浄土宗京都智恩寺末寺

小橋寺町成道寺住持

向 譽

此向譽儀、湖城任頼、於寺内廻り筒賽博奕之宿いた

し、其上飛州正定院ニ所化ニ而罷出候節かかねと致密

通、同人慕ひ參候付、致世話遣、次右衛門を頼、吉

田屋次兵衛与為致改名、市兵衛・藤兵衛・利兵衛を

申偽、借宅いたし、次兵衛を名前ニ付ケ、かね者同人

女房与名前差出置、内実此者妾同然ニいたし置候段、

事を取繕候仕方、清僧之身分ニ而者重々不如法之次

第、不届ニ付、肆之上註脱衣遠嶋可申付候哉

右向譽儀、左之御定に見合、遠嶋之不届相重り候得共、

遠嶋もの滅シ方之儀ニ付、左之御書付をも見合、伺之

通、脱衣遠嶋与及差図

(註) 本文の上部余白に、以下の通り記されている。

「申七月六日若狭守様江御直談之処、肆を相除、黄紙御認直シ可被成旨ニ而、同十日認直し、御差出被成候付、朱ニ

而相直し置候」

御定

女犯之僧御仕置之事

一寺持之僧

遠嶋

一博奕打筒取并宿

遠嶋

遠嶋者滅方之儀ニ付、御書付略之

一十月十二日左之尋書隼人正江遣之

和泉(守)殿掛り女犯之僧并辻打芝居見物並之場錢

不相払候もの一件之内、泰清寺住持崑山・法清寺住持日妙御仕置黄紙ニ脱衣遠嶋与有之、右者女犯之僧遠嶋者相当之ものニ可有之、遠嶋相成候上者脱衣者勿論之儀与被存候、数多例をも見合候得共、黄紙尔脱衣遠嶋与申文段不相見候、乍然当地之仕来も可有之、依而見合之例も有之候ハ、被差出候様いたし度候事

一前書崑山ウ冠ニ候哉、唱方承度候事

一同月十六日左之例書差出之

例書

和泉守掛女犯之僧并辻打芝居見物並之場錢不相払候者一件之内、泰清寺住持崑山・法清寺住持日妙御仕置黄紙脱衣遠嶋与有之、右者女犯之僧遠嶋者相当之ものニ可有之、遠嶋相成候上者脱衣ハ勿論之儀与思召、数多例も御見合被成候得共、黄紙ニ脱衣遠嶋与申文段不相見候、乍然当地之仕来も可

有之、依而御見合之例も有之候ハ、可差出旨承知仕、則御見合之例左ニ申上候

〔朱書〕
「見合例」

浄土宗八丁目寺町
長安寺住持
清 誉

右清誉儀、清僧之身分ニ而順光与密通いたし、同入方ニ而魚肉を食、剩所々煮完屋江參、魚肉之料理酒肴等為差出、酌取之女酒相手ニいたし候上、密会をもいたし候段、不如法之至、不届ニ付、脱衣之上遠嶋

〔朱書〕

「右者寛政十年十月水野主殿頭勤役中、其節之御城代牧野備前守殿江相伺候上落着

但、本文清誉例近く相見候付、右ニ見合相伺候得共、右清誉令以前女犯之僧都而遠嶋与計相伺候处、天明元丑年十月土屋駿河守勤役中、山伏宝山坊外兩人盗いたし候付、入墨之上重敲可申

付哉與其節之御城代土岐美濃守殿江相伺候処、
脱衣入墨之上重敲与御差図有之候付、右清誉遠

嶋之節、脱衣を加、相伺候儀与書留相見申候、乍

然遠嶋相成候上者脱衣者勿論之儀与奉存、殊右

清誉より者年曆古く御座候得共、脱衣之文言認

不加、遠嶋与相伺候例数多御座候儀ニ付、此度

も脱衣之文言相除キ、遠嶋与黄紙認替相伺候様

仕度、此段申上候事

一前書崑山ウ冠ニ認候儀者全書損仕候付、認替候様

仕度奉存候事」

(紺書)

「一同月廿日左之書取差遣之

和泉(守)殿掛り女犯之僧并辻打芝居見物並之場錢
不相払候もの一件之内、泰清寺住持崑山外壺ヶ寺
御仕置例被差出候処、いつれにも黄紙ニ脱衣与申文

段無之方御調ニ而可然、依而伺書返却およひ候事
一同月廿三日伺書黄紙認直し左之手覚添差出之」

手覚

和泉守掛女犯之僧并辻打芝居見物並之場錢不相払
候者一件之内、泰清寺住持崑山外壺ヶ寺御仕置例
差上候処、いつれにも黄紙ニ脱衣与申文段無之方取

調ニ而可然思召候段、御書取を以被仰渡候付、則

伺書脱衣之文段相除、黄紙引替候付、此段申上候

事

(紺書)

「右崑山御仕置之儀、黄紙ニ脱衣遠嶋与有之、右者黄

紙ニ脱衣与申文段如何ニ付、例等相尋候処、類例差

出候得共、いつれにも安永度同役共一座申合ニも遠

嶋者袈裟衣共欠所与有之、其上数多之例ニも黄紙ニ

脱衣之廉不相見、依而奉行取調、脱衣相除黄紙認直

し差出候付、伺之通及差図」

右之者吟味仕候処、無檀地ニ而寺徳無之候付、先年ノ寺外之地面買受、致建家借屋ニ貸付、家質銀を取、寺入用等相賄罷在候処、西田屋智祥与申尼代判新兵衛名前三而六年以前九月ノ借屋貸置候処、手近之儀ニ付、智祥毎々寺内江も咄ニ罷越、心易相成不斗色情相致致密通、新兵衛留守中者智祥方ニ而折々止宿之上及女犯、其後五年以前子五月頃より知人ニ相成候同州平野町拾丁目総屋蘭凌母しな共不斗密通いたし、蘭凌留守中止宿之上度々及女犯候処、此度相顯吟味相成、恐入候段申之候付、右躰清僧之身分ニ而女犯いたし候上者外ニも不律不如法之所業口々可有之旨察度申聞、重々嚴敷吟味仕候処、曾而左様之儀無之段申之候得共、右始末不屈之旨、吟味詰候処、無申披誤入候由申之候

前書

泰清寺借屋

(附札)

西田屋

此智祥・しな儀、辰七月九日入牢、申口相分候付、智
伺之通三十日押込 同八月三日下宿所預 辰五拾七歳
可被申付候 総屋蘭凌母

同断

しな
辰四拾貳歳

(黄紙下ケ札)

此智祥・しな儀、崑山者清僧与年相弁、為致止宿致密通候段、不埒ニ付、三十日押込可申付候哉

(紺書)

〔例前書徳應院惠隣一件之内〕

東叡山領

武州豊嶋郡金杉村

百姓惣三郎地内ニ罷在候

深川永代寺門前仲町

家主八右衛門女房

たみ妹

きち

此きち儀、浅草寺地中徳應院惠隣者清僧ニ而女犯不相成身分之段、相弁乍罷在、同人任申及密会、又者困女ニ相成候始末、不埒ニ付、三十日押込可申付候哉

尼智祥見合之例

寛政九巳年十一月采女正殿御下知 脇坂淡路守懸
一武州下新倉村金泉寺宗柏及女犯候一件吟味伺書之内

酒井内證知行(記朱書)

武州新座郡下新倉村

百姓

運平娘つじ事

尼

智鏡

右つじ事智鏡儀、金泉寺宗柏者清僧ニ而女犯不相成身分与乍弁、同寺江止宿いたし候砌、宗柏与及密会候段、不埒ニ付、三十日押込

右智祥・しな共、例ニ見合、伺之通及差図

右之者共、吟味仕候処、前書崑山与致密通、此者共方ニ而折々為致止宿、度々及密会候手續申口符合仕、清僧之儀相弁罷在候得共、愛情差発、右之仕儀および候処、相頭恐入候段申之候付、右始末不埒之旨、吟味詰候処、可申立様無之由申之候

(朱書)

「書面智祥代判新兵衛并しな悴・蘭凌相糺候処、智祥・

しな儀、崑山与密通之様子曾而不存、吟味之上始而

承、驚人候由申之、不埒之筋相聞不申候」

岸本武十郎御代官所

撰州西成郡曾根崎村

法華宗法清寺

住持

日 妙

辰五拾歳

此日妙儀、伺之通
遠嶋可被申付候

辰七月九日揚屋入

(黄紙下ケ札)

此日妙儀、寺持清僧之身分ニ而てると密通いたし及女犯候段、不如法之至、不届ニ付、遠嶋可申付候哉

(紺書)

「御定例等前書崑山同様

右日妙御仕置崑山同様ニ付、伺之通及差図」

右之者清僧之身分ニ而不如法之風聞有之候付、吟味仕候処、同村京屋忠助儀、心易いたし候付、毎々同人方江咄ニ罷越候内、同人同居姪てる与心易相成不斗色情相発、当正月頃分てる与密通いたし、忠助留守中両三度及女犯候処、右風説有之候様子ニ付、其後者相慎居候処、相頭吟味相成恐入候段申之候付、前書崑山同事ニ察度申聞、重々嚴敷吟味仕候処、曾而左様之儀無之段申之候得共、右始末不届之旨、吟味詰候処、無申披誤入候由申之候

前書

(附札)

此てる儀、伺之通

京屋忠助同居姪

三十日押込可被

辰七月九日入年、申口相分候付、て

る
同八月三日下宿所預
辰三拾歳

申付候

(黄紙下ケ札)

此てる儀、日妙者清僧与乍相弁、致密通候段、不埒ニ付、三十日押込可申付候哉

(紺書)

〔例前書智祥外老人同様

右者智祥・しな例ニ見合、伺之通及差図

右之者吟味仕候処、前書日妙与密通いたし、忠助留守中度々及密会候手續申口符合仕、清僧之儀相弁罷在候得共、愛情差発、右之仕儀および候処、相顕恐入候段申之候付、右始末不埒之旨、吟味詰候処、可申立様無之由申之候

(朱書)

「書面てる同居主忠助相糺候処、てる儀日妙与密通之様子曾而不存、吟味之上始而承、驚入候由申之、不埒之筋相聞不申候

南勘四郎町

播磨屋甚助支配借屋

綿屋庄兵衛娘

(附札)

きよ事

此ゑい儀、伺之通

所預

過料三貫文可被

忍
辰四拾五歳

申付候

(黄紙下ケ札)

此ゑい儀、惣三郎者御城内足輕奉公勤居候ものニ候ハ、猥芝居見物ニ者罷越間敷筋心付、同人勸候儀貪着致間敷処、無其儀右躰身柄之者者芝居之木戸銭・場銭等定之外増銭ニ不及見物相成候儀与心得違、惣三郎任勤、同人知人之旨申聞、辻打芝居見物ニ罷越、外見物人並之増銭不差出致見物、惣三郎江挨拶之心含ニ而金子差遣候段、不埒ニ付、過料三貫文可申付候哉

(紺書)

〔例
文化十三年五月差図

荒尾但馬守懸

一 盜并可殺存念ニ而手疵為負、又者御城内中間躰ニ取繕、町人を召連、芝居下直ニ見物為致候者吟味伺書之内

南瓦屋町

小部屋次兵衛支配借屋

河内屋

右次八外四人儀、儀兵衛者御城内中間奉公相勤候もの相心得候得ハ、芝居江者罷越申間敷筋之處、右躰身柄之もの増錢無之見物相成候事与心得違候逆、儀兵衛任勤、家内之もの共一同同人ニ付添、芝居江罷越、不足之場錢差出、見物いたし、其上忠兵衛・九兵衛者右挨拶として、儀兵衛江銀品差遣候段、一同不埒ニ付、過料三貫文宛

右者類例ニ見合、伺之通及差因

右之者吟味仕候処、先達而同町光西寺ニ下人奉公勤罷在、當時行衛不知惣三郎儀、其後者御城内ニ足輕奉公いたし、松野惣三郎与申候由ニ而毎々途中ニ而出合、心易いたし候処、同人儀芝居木戸番之内御池通式丁目風呂屋卯之松同居吉兵衛者兼而見知合候者ニ付、此者芝居見物亦罷越候節、惣三郎名前を申候ハ、木戸錢場錢ニ而百四拾八文之外ニ増錢等差出ニ不及致見物候様申間、

相勤候付、右躰武家奉公いたし候者者下直ニ見物相成候事与心得違、当二月上旬上難波仁徳天皇社内辻打芝居江罷越、前書吉兵衛名前相尋候処、同人儀木戸口ニ罷在候付、惣三郎知人之旨申間、錢百四拾八文差遣、増錢等難差出候間、右代錢ニ而見物為致候様申間、見物いたし居候処、折節惣三郎も罷越候付、一緒ニ致見物、其後惣三郎分無心申懸及断候得共、不聞入候付、無抛右挨拶之心含ニ而金子壹分差遣候処、吟味相成、恐入候段申之候付、

(朱書)

「右惣三郎召捕候手当申付置候、且右木戸番吉兵衛并興行人上難波町豊後屋卯兵衛相糺候処、本文之通木戸錢・場錢受取候儀者相違無之候得共、其節ハ見物人多、場所広見物場者壹軒ニ而式軒分之見物人数を詰候儀も有之、又者前日分見物場之望等申込有之、致約束置候類者其日ニ差懸断も難申、右式軒分之見物場代錢割合を以興行主江買戻差懸候、無抛見物人差置候場所之間ニ合セ候儀も有之候付、場所ニ寄、差懸場広之見

物場望候ものゝ増錢取候儀ニ而、ゑい儀惣三郎知人之由ニ而罷越、惣三郎者兼而御城内足輕与相心得罷在候付、右増錢之儀申立候ハ、後難も可有之与存、定之木戸錢・場錢而已受取、場広之所ニ而為致見物来候間、ゑいも惣三郎身寄之ものゝ与心得、増錢も不受取、場広之所ニ而見物為致候処、ゑい者町家住居之者ニ而惣三郎者行衛不相知候段、吟味ニ付、始而承候旨申之候付、右鉢御城内足輕鉢之名前を申、増錢減少之儀申立候ハ、其段訴出可申処、無其儀段不念ニ付、右木戸番・興行人ハ急度叱置可申与奉存候」

(紺書)

「木戸番

興行人

増錢減少之儀訴出可申処、無其儀不念ニ付、一同急度叱り

例

前書次八外四人一件之内

座 本并

手代・木戸

番之もの共

増錢減少之儀訴出可申処、無其儀不念ニ付、一同急度叱り

右者類例ニ見合、伺之通及差図」

実者惣三郎者御城内足輕与申儀偽ニ而、かたり事いたし候者与乍相弁馴合、右之仕儀および候儀ニ可有之旨、重々吟味仕候処、曾而左様之儀無之段申之候得共、右始末不埒之旨、吟味詰候処、可申立様無之由申之候

右吟味仕候趣、書面之通御座候、御仕置之儀、黄紙下札を以相伺申候、以上

辰八月

彦坂和泉守

解 説

一、静嘉堂文庫蔵「大坂都督所務類纂」について

前号で触れたように静嘉堂文庫蔵「大坂都督所務類纂」^①とは、大坂町奉行並びに堺奉行から大坂城代に差出された吟味伺に対して、城代が先例を参考として差図したことを記す裁判記録（御仕置伺留）を時系列で編集したものである。全六十冊のうち、第一冊は別として、第二冊から第六十冊までは、大坂城代を二代にわたって務めた松平輝和と松平輝延の在任中の記録である。「目録」を後掲する。

第一冊は、「寛政九巳年正月の同七月迄町奉行堺奉行御仕置伺銘留」と「寛政九巳年閏七月の十二月迄町奉行堺奉行御仕置伺留」を綴じ合わせてある。小口に「大坂寛政九巳年牧野備前守留御仕置伺書抜全」と記す。松平右京大夫輝和（寛政十年十二月八日から寛政十二年九月二十日）が、前任者の牧野備前守忠精（寛政四年

八月二十八日から寛政十年十二月八日）^②から城代職を引き継いだ際、借覧の上筆写したものと推察される。小口書に「御仕置伺書抜」とあるように、各事案について奉行何と城代差図のみを記している。したがって、そのほかの「御仕置伺留」のように、城代が差図するに際して参考とした先例や類例は記されていない（史料7から史料13）。

二、密通と女犯に関する裁判記録

今回は「大坂都督所務類纂」に含まれる密通と女犯にょぼんに関する裁判記録を紹介する。

江戸時代において普通に使用された密通という言葉の意味について、高柳真三氏はこう述べられている。^③
「密通は一言にしていえば婚姻以外のすべての性関係であって、姦通を含むとともにそれより遙かに広い意味をもった語であった。したがって婚姻関係をもたない男女関係にも互いに密通が成立したが、しかしすべての密通が刑罰の対象となつたのではない。すなわちあ

る種の密通だけが、江戸時代の刑法において密通罪とされたのである」。

御定書第四十八条「密通御仕置之事」では、まず密

通に主従関係の存する場合と一般の場合を区別している。⁽⁴⁾

従前々之例

一密通いたし候妻

死 罪

同

一密通之男

死 罪

追加、寛保三年極

一主人之妻と密通いたし候もの

男ハ 引廻之上 獄 門

女ハ 死 罪

追加、同

一密通御仕置、妻妾都而無差別

つぎに、本夫の報復権の行使の条件が緩和されている点が注目される。

追加、寛保三年極

一密通之男女共ニ夫殺候ハ、無粉におゐてハ、

無 構

高柳氏は、「密通罪の規定は初期には夫の報復権に関する規定として法令に現れている」と述べられ、さらに本夫の報復権の行使についてつぎのように指摘されている。すなわち、「その初期では密通の現場で男女ともに殺害することを、要件としていた本夫の報復権の行使は、御定書に至って現場で密夫のみを殺す場合にも認められ、また密夫を取逃したのちでも妻に対して許されることとなり、その条件が緩和されたのであった。(中略)このようにして妻の密通犯に関する夫の報復権が、時代を降るに従って拡大の方面を辿り、その条件が緩和されてきたことは、一般的に見てすでに高度の公刑主義に向ってきていたこの時代の刑法の傾向に対して特異な問題を投げかけているということができらるであろう⁽⁵⁾」と述べられている。

(一) 密通に関する事例

まず紹介するのは、女房が密夫したのをいったん内証に取計ったのち、殺害して長吏まで自訴した事例である。

事例一（史料13）

寛政九年（一七九七）八月、大坂東町奉行山口丹波守が大坂城代に差出した吟味伺の内容はこうである。「西高津新地四丁目の近江屋与兵衛（三三歳）について、女房きわが岩松と密夫したのを内証にして済ますよう取り扱い、きわへ異見を加えたことは不束であるが、きわを殺したことを長吏ども手前まで言いに来たことは自訴の道理であり、ことに岩松は吟味の上、きわ密夫に紛れないので、構いなき旨申渡すべきか」。これに対して、城代牧野備前守忠精は何の通り差図している。

また、「岩松について、きわと密通し手切れに及び、妹分にして、与兵衛の女房に遣わして置きながら、きわへ執心を残し密夫して、与兵衛が異見したとき悪口を言い、またはきわが与兵衛に打擲され疵を請けてこ

の者方へやってきて、あとから本夫与兵衛が呼戻しに来たとき、弱みを見せないようにするため、疵付けたので返すことができないなどと言ったことは、旁不屈につき、死罪を申し付けるべきか」という奉行伺に對しても、城代は何の通り差図している。

つぎは、夫に對して密夫がいるのを認め、不法の過言に及んだ女房を殺害した事例である。

事例二（史料19）

文政元年（一八一八）九月十一日、天満七丁目の江川屋新助（五四歳）は、女房かねを殺害した。所の者が奉行所へ訴えてきたので、検使として同心を遣わし死骸を改め、仮片付けを命じている。

新助は、女房かねが度々無断で外出し、周教（撰津国曼荼羅寺村の一向宗正福寺住持）と密通しているとの風聞もあるもので、かねを途中より連れて帰り糺したところ、周教と密通していることは相違ないので存分にしよう答えた。誤る様子もなく口答して不法の過言に及んだので敲いたところ、却って手向かってきたため、や

むを得ず殺害したと供述している。

奉行所で吟味したところ、かねは死失し、周教も行方知らずの上は、密通の虚実並びにかね過言の次第は、新助の片口につき採用するのは困難であるが、まさへ代筆を頼んで周教へ面会したいと文通し、その際書状の上書きはまさ、夫藤兵衛或いはふし、夫忠兵衛の名前にしてあるのをかねからふしへ頼み、同人が飛脚屋へ持参したことは、まさ・ふし、兩人の言い分と符合している。その上、まさが周教・かねの兩人と宿屋に泊り合わせた際、周教とかねが密会しているのを見たとして、立てた右宿屋の名前も分らず、このことをほかに知っている者もない。

しかし、かねの親類が、「同人が若年のころ、周教と密通していたことを承知しており、常々気随の氣質につき夫をも蔑ろにすること、並びに同宿の節まさが見たこと、または夫へ不法の過言に及び手向いしたことは相違ないことと思われるので、いささかも申し分はない」と新助の御仕置宥免を願う旨申し立てると、東

町奉行彦坂和泉守はこれを受けて、「構いなき旨申渡すべきか」と伺っている。城代松平右京大夫輝延は御定並びに先例に見合い、伺の通り差図している。先例はつぎの三つである。

御定書ニ添候例書にある「女房法外有之ニ付、切殺候もの之事」では、女房いら、母并親類から夫藤兵衛の助命願が出されたにもかかわらず、「下手人を申しつけるべきか」と伺ったのに対して、「いら、儀、夫へ対し法外の事共にて切殺され候儀に候間、下手人に及ばず、構これ無き旨仰渡され候事」と差図している（寛延二己年六月御仕置之例⁶）。さらに城代松平輝延自身が、文化十三年（一八一六）六月、「女房を殺、致自訴候者一件」において、夫吉兵衛は「構いなし」と差図している。また「芝濱町丑之助、妻を致殺害候一件」（寛政四年十二月老中松平和泉守差図）の夫丑之助についても、下手人に及ばず構いなしと命じている。いずれも女房の両親から御仕置宥免願が出されていることに留意すべきである。

菱屋藤兵衛女房まご(三九歳)については、両例に見合い、奉行見込の通り所払を差図している。両例の一つは、他人の妻(「夫有之女」)ゑいと密通した八郎兵衛

の家請人となり兩人を夫婦にして置いた河内屋又五郎と忰藤次郎について、不届きにつき、大坂三郷払を命じた事例(文化五年十二月城代松平能登守差図)。もう一つは、夫(佐兵衛)の死後まだ日数も立っていないか、へ宛てた善七からの書状を取次ぎ、かうに付添って外出したたみについて、兩人が密通に及ぶことになったのは、この者不取計らいより起きたとして、不埒につき、五十日手鎖を命じた事例(文化七年五月城代大久保加賀守差図)である。すなわち、「此度のまさはたみより品宜からず、又五郎・藤次郎よりは軽く相見へ候につき、両例に見合い、黄紙の通り所払と相伺い候儀に御座候」というのが、奉行の見込であつた。角屋女房ふし(三一歳)は、伯母かねの紛らわしい書状(「艶書」とは認定されていない)を飛脚屋迄の使いをしたことは、不埒につき、伺の通り過料三貫文を命じられている。

つぎは、女房が密夫したものと疑い、その男性を殺害した事例である。

事例三(史料9)

寛政九年(一七九七)五月十日、町奉行山口丹波守が、儀右衛門(城代の役人カ)を通じて城代に差出した吟味伺の内容はこうである。「当時無宿の市右衛門(三二歳)について、留守中女房さと、が卯右衛門と心易くして、密夫したものと疑い、憤って卯右衛門を殺害し、いったん身を隠し、なおまたさとへ手疵を負わせたことは、重々不届きにつき、下主人を申しつけるべきか」。これに對して、六月十六日城代牧野備前守は伺の通り差図している。

つぎに、他人の妻(「夫有之女」)へ密通を申しかけた事例を挙げる。

事例四(史料18)

文化十三年(一八二六)二月、太兵衛女房い、わへ密通を申しかけた油屋弥兵衛忰重助(三五歳)について、城代松平右京大夫輝延は先例に見合い、東町奉行平賀

信濃守伺の通り重追放を命じている。

先例は四つ挙げられているが、そのうちでもっとも古い例は、寛政元年（一七八九）六月、勘定奉行根岸肥前守の伺に対して、老中鳥居丹後守忠意が差図した事例である。医師壽安について、幸七女房みなを執心に思い、与助に頼んでたびたび密通を申しかけ、そのうえ口移しに酒を飲ませようとみなが臥している上に乗りかかったため、夫幸七に疵を付けられたことは、「旁不屈きにつき、重追放」を申付けている。続く文化元年（一八〇四）十一月の城代阿部播磨守差図、文化八年（一八一二）十月及び同九年四月の城代大久保加賀守差図は、いずれも寛政元年六月の老中差図に従ったものと考えられる。

本件では、日雇卯兵衛が、重助に頼まれて、太兵衛の養母まさ、にいわを重助の女房に貰い請けたい旨かけ合い、同様断られているが、城代は御定と類例に従って、卯兵衛に町奉行伺の通り所払を命じている。

実は、重助には女房がいた。女房ひさが、重助とい

わたの関係を疑い、その風説が高くなり、また重助が直々脇差を帯びてやって来るので、太兵衛はこのあとのような変事が起きるとも知れず、自分の面皮にも拘るため、文化十二年（一八一五）六月上旬、いわを離縁している。いわは身分不詰りにつき、再縁の懸け合いをしてもらっているうちに取調べをうけることになったという（亥七月二日入牢申口相分候付、同月十九日下宿所預）。

太兵衛元女房いわ（三〇歳）について、「重助から密通を申しかけられて断ったことは相違ないと聞いているが、そのことをすぐ夫太兵衛と同人養母まさ、に知らせるべきところ、そのようにしなかったことは、不束につき、急度叱り置くべきか」との町奉行伺（亥十二月）に対し、城代は先例に見合い、伺の通り急度叱り置くよう命じている（子二月）。

つぎに、主人の娘が元下人同様に雇っていた男と密通した事例を挙げよう。

事例五（史料10）

寛政九年（一七九七）六月十七日、町奉行山口丹波守は城代牧野備前守につきのような吟味伺を差出した。すなわち、「兵庫西宮内町の塩屋勘兵衛娘や、ゑ（二〇歳）

について、源助と密通し、同人の言うがまま、両親の目を忍び夜中に外出して手疵を負ったことは不埒であり、かつ、源介は、以前下人同様に雇っていたころから密通したことは、旁不埒につき、三十日押込を申しつけるべきか」と伺った。これに対して、六月二十二

日城代は何の通り差図している。三十日押込とは「三十日間他出させず、戸を建て寄せ置く」という刑罰である。

御定書第四十八条では、主人の娘との密通について、つぎのように規定している。

寛保元年極

一 主人之娘と密通いたし候もの

中 追放

但、娘ハ手鎖かけ、親元江相渡、

同

一 主人之娘江密通之手引いたし候もの 所 扨

この規定はいずれも寛保元年（一七四一）に追加されたものである。ただし、源助が中追放を命じられかどうかは確認できない。

つぎは、元主人の娘の寢室に密通しようと忍び込み、手疵を負わせた事例である。

事例六（史料 8）

寛政九年（一七九七）五月十日、町奉行山口丹波守が差出した吟味伺によれば、「九之助町一丁目の源兵衛（二〇歳）は、元主人傳右衛門娘うたと密通しようと寢室に忍び込んだところ、辺りに置いてあつた脇差に躓いたため、うたが起きて声を立てたので、思いがかわず、殺害しようとその脇差で手疵を負わせた」という事例である。「そのためうたの右指が残らず屈指ができなくなつたことは、重々不届き至極につき、大坂三郷町中引廻しの上、磔を申しつけるべきか」という奉行伺が城代牧野備前守に差出されているが、これに対する城代の差図は記されていない。

つぎは、密通した女が悪口を言ってきたため、ほか

のものにその女との密通を申しかけた事例である。

事例七（史料12）

寛政九年七月、摂津国神戸村の吉次郎（二三歳）は、奉行所与力の取調べに對してこう供述している。「密通したり、つには、ほかにも密通した者がいると聞いて、糺したところ、却つて悪口を言い、どのようにでもしたらよいと困らせ腹が立った。大勢の者と不義をしたと聞いて、藤七ほか六人の若者に不義をするよう言い聞かせると、一同無体になり、つと密通に及んだ」と。町奉行は、「り、つについては、すでにこのことを恥じて身を捨てたとの風聞もあり、吉次郎について、旁不屈きにつき、重追放を申しつけるべきか」と伺い、これに對して、城代牧野備前守は伺の通り差図している。

「重五郎（二三歳）ほか五人のものは中追放を申しつけ、藤七（重病につき下宿所預け中病死）も存命であれば、同様に申しつけるべきであることを一件のものへ申渡すべか」という奉行伺に對して、城代は伺の通り差図している。

「幸吉（二三歳）と次右衛門（重病につき下宿所預け中病死）は、ともにり、つと不義をしたとは聞いていないけれども、吉次郎とり、つが言い争つたとき、幸吉が宥めたのを聞き入れないからといって、藤七ほか六人のものが不義をはたらくのを止めず、そのまま辺りにいたこと。次右衛門も遅れてやってきて宥めたけれども、これまた聞き入れないからといって、差し止めず同様辺りにいたことは不束につき、幸吉は三十日押込を申しつけ、次右衛門も存命であれば、同様に申しつけるべきであることを一件のものに申し渡すべきか」と町奉行が伺つたところ、城代は伺の通り差図している。

つぎの事例八から事例一〇は、密通した女性を殺害した事案である、いずれも奉行伺の通り、下主人を命じられている。下主人とは、首を刎ね、死骸は取捨て、ななしの様者に申しつけない。なお死罪の場合は、様者に申しつける。

事例八（史料7）

寛政九年（一七九七）三月三日、町奉行山口丹波守が

差出した吟味伺の内容はこうである。「非人の弥助（五三歳）について、先だつてせんと密通したあと別れてから、またまたすてと密通した。その後せんに出会ったところ、妬まれ、付きまとわれるので難渋に思つて、せんと溜池に突き落とし、そのうえ行き倒れのように取り繕つたことは、別して不届きにつき、下手人に申しつけるべきか」。これに対して、三月十一日城代牧野備前守は伺の通り差図している。

事例九（史料15）

寛政十一年（二七九九）二月、東町奉行水野若狭守が差出した吟味伺によれば、事件の概要はこうである。

萬屋太兵衛（三三歳）は兼ねて三右衛門娘くりと密通していたが、同（寛政十年）十一月下旬ころより、くりが何となく太兵衛を嫌う様子なので、ほかに密通の男もできたのかと疑い、心外に思つていたところ、同月十三日夜、太兵衛が働き先に置いていた出刃庖丁を持ち帰る途中、同所西出町にてくりに出会つた。ほかに見知らぬ男を同道していたので、密通相手かと尋ね

たところ、この男は逃げ去り、くりの言い分も紛らわしい。いよいよ腹が立つて、この出刃庖丁で突いたところ、倒れたので怖ろしくなつて逃げ去つた。いったん東国辺に身を隠していたが、去春当表へ遣つてきて、家号を萬屋と改め、住居していたところ召し捕えられたと供述している。

「太兵衛について、かねて密通していたくりを殺害に及んだことは、不届きにつき、下手人を申しつけるべきか」という町奉行の伺に対して、城代松平右京大夫輝和は伺の通り差図している。

事例一〇（史料17）

寛政十一年（二七九九）二月七日、大和屋甚兵衛（五八歳）は、先だつてより密通し、夫婦になる約束をしていた茶立奉公人縫が心変わりしたものと推察して、縫を出刃包丁で切りつけて殺害に及んだ。

五月十二日西町奉行成瀬因幡守から、甚兵衛について「短慮の至り、不届につき、下手人を申しつけるべきか」との伺いが出される。五日後の十七日には、城

代松平右京大夫輝和は「御定相当」と判断して、伺の通り差図している。

つきは、密通した女性（夫無之女）へ手疵を負わせた事例である。

事例一（史料16）

寛政十年（一七九八）十月十日、摂津国兵庫津逆瀬川町の京屋嘉兵衛悻岩松（二四歳）は、同所木戸町綿屋藤兵衛居宅先で、同人方へ日雇働きをしている船宿渡世古金屋作次郎孫もよへ出刃庖丁で疵付けたと勤番所へ自訴した。綿屋藤兵衛並びに所の者からもこのことを訴え出たので、奉行所は検使として同心を遣わしている。疵の箇所を改めたところ首筋並びに咽喉、手の甲に突き疵、切り疵が五箇所あった。もよには疵の養生を、岩松には所預を申しつけて置いて置いたところ、疵も平癒する。

岩松を吟味したところ、親嘉兵衛は百姓で、この者は鍛冶職手間働きをしていた。もよとは正月上旬より密通し、その後折々密会していたが、近頃疎遠にする

のでほかに密通の男ができて、心変わりしたものと思っていた。先月九日に知り合いの田中屋忠兵衛悻忠蔵と出会った際、もよも通りがかり忠蔵と話し合つて別れたのを、推量の通り忠蔵と密通したものと思ひ、もよに実否を糺そうと出刃庖丁を懐に入れて、翌十日綿屋藤兵衛方へ行き、同人を呼び出した。再度心底を尋ねたが、もよが否定するのを押し隠しているに違いないといよいよ腹が立つて、出刃庖丁を振り回したところ、もよに当たり過つて疵付け、声を立てて倒れたのでその場を逃げ去つたと供述している。

「岩松について、密通の女もよの心底が変わり、忠蔵と密通したものと疑つて憤り、出刃庖丁をもって疵付けたことは、粗忽の至り、不埒につき、療治代銀一枚をもよに渡すよう申しつけるべきか」と西町奉行成瀬因幡守は伺っている。これに對して、城代松平右京大夫輝和は明和五年評議の例を挙げてゐる。すなわち、摂津国脇濱村宇右衛門の下人源四郎が小かうを妻にしたいと両親にも話さず密通し、剩え出刃庖丁で手疵を

負わせたが、浅疵のため平癒した例である。「左の例は誘引出候科もこれ有り、手鎖の上療治代出させ候趣に候、この度は誘引出し候科もこれ無く、一体密通の咎はこれ無き事ゆえ、伺の通り療治代」と差図している。なお、御定書第四十八条には、「一、夫これ無き女と密通いたし、誘引出し候もの、女は相帰らせ、男は手鎖」と規定されている。

つぎに、密通によって生まれた小児を捨てると、いったいどのように処罰されるであろうか。また「後家」身分の密通はどのように処罰されるであろうか。

事例一二（史料14）

佐助（三五歳）は、摂津国西成郡上福嶋村の和泉屋たみ方に同居していたが、去る巳年（寛政九年）十一月より、南久太郎町四丁目の河内屋与市後家みつと密通して、当八月男子が出生する。佐助は、みつに引き取って養育すると伝え、同九月六日の夜明けに小児を受け取り、連れ帰ったものの、同居のたみは親類ではなく、他人なので世話してもらうこともできない。小児を捨

てようと思つて同夜五時頃材木町へ連れて行き、人通りもないので同町に捨て置いた。

いっぽう材木町では、九月六日、所の者どもが当歳の男子が捨てられていることを役所（町奉行所）へ訴えたので、町内に養育を申しつけて置いたところ、河内国洪川郡東足代村の百姓治兵衛が、捨子を貰い請けて養育したいと言うので、同村百姓浅七を請人に取つて差し遣わしたいと、十月六日材木町所の者が申し出ている。奉行所では、この届を受理して落着の節、親佐助へ引き取らせることとした。

「佐助について、みつと密通して、同人出生の小児養育することができないと材木町へ捨てたことは不届きにつき、所私を申しつけるべきか」という東町奉行水野若狭守の伺（午十二月）に対して、城代松平右京大夫輝和は何の通り差図（未二月）している。

みつは「後家」であったため、城代は後家が密通した例を引き当てている（みつ江引当候例）。すなわち、安永六年（一七七七）勘定奉行桑原能登守が老中板倉佐

渡守へ進達した事案（「下総国親田村古川茂右衛門打擲ニ逢候旨申立候一件」）に関する評定所一座評議によれば、下総国海上郡八木村の次郎右衛門後家い、わについて、「古川茂右衛門の言いなりになって、密通したことは不愼の至り、不埒につき、急度叱り置くべきか」と桑原能登守が伺ったところ、御尋ねがあり、御答書で「三十日押込が相当か」と申し上げている。評議の結果、「親懸かりまたは下女にもこれ無く、子供もこれある身分にて、別して不愼に御座候間、三十日押込」を命じている。

なお、本件の掛りである東町奉行水野若狭守が城代松平右京大夫輝和に提出した別紙「後家みつ咎之儀ニ付申上候書付」（未二月）よれば、「右のもの、後家の身分にて密通したことは、不愼につき、叱り置く旨を朱書で申上げたところ、委細御附札もつて命じられた趣旨は承知した」として、類例（天明五巳年十二月二日城代阿部能登守差函）を申し上げている。類例とはこうである。後家ゑつが、得心の上喜兵衛と密通し、その後ゑ

つから手切れについて、宇兵衛と弥七に頼み、喜兵衛へ言い聞かせたところ、口論となり三人とも疵をうけたことは、ゑつの不愼より事が起きたとして、不埒につき、急度叱り置いている。この例に準じ見合い、「みつは、密通をしたのみで、一体軽く見えるので、叱り置く積りと伺ったけれども、なおまた勘弁したところ、御附札の通り親懸かり下女などの類でもなく、後家の身分であれば不愼のところ、三十日押込を申し付ける方が相当か。いずれ御差函次第お咎めを申し渡す」と記している。

つまり、城代松平輝和は、みつの処罰に際して安永六年評定所一座評議を先例とし、後家身分の密通罪に対する刑罰の統一を図ったと考えられる。

（二）女犯に関する事例

つきは、出家の身分でありながら密通に及び、相手女性を殺害した事例である。

事例一三（史料11）

寛政九年（一七九七）六月、河内国錦部郡錦部村にあ

る禅宗聖音寺の瑞光（二二歳）は、出家の身分であるにもかかわらず、さんと密通し、その後手切りにしたいと思つたが、女が得心しないので、殺害した。西町奉行成瀬因幡守は、「瑞光について重々不屈きにつき、大坂三郷町中引廻しの上死罪を申しつけるべきか」と城代に伺つている。これを受理した城代牧野豊前守は伺の通り差図している。

先に紹介した事例八から事例一〇では、密通相手を殺害した男はいずれも下手人を命じられている。それに比べると重く罰せられているのは、男の身分が出家であつたからと考えられる。

女犯の罪は、「いわば教俗両法に互る事件」と云うことが⁽⁸⁾できる。

御定書第五十一条「女犯之僧御仕置之事」では、つぎのように規定されている。⁽⁹⁾

元文四年極

一 寺持之僧

遠 嶋

享保六年極

一 所化僧之類

晒之上、本寺触頭江引渡、

寺法之通可為致、

寛保二年極

一 密夫之僧

寺持所化僧之無差別

獄 門

この規定について平松義郎氏は、こう説明されている。すなわち、「女犯は、いずれにしても、俗的支配者が吟味したのであるが、その処罰に関しては、寺持の僧以上は幕府ないし俗的領主が行い、下級の僧は、俗的支配者が晒を科したうえ、本寺触頭にその身柄を引渡し、寺法によつて処断せしめるといのが幕府法であり、教団法適用の余地が残されていた」⁽¹⁰⁾のである。

つぎに女犯の事例をもう一つ紹介する。

事例一四（史料²⁰）

天王寺村領内堀越町の禅宗泰清寺住持崑山（五二歳）は、寺持清僧の身分でありながら、尼智祥（五七歳）又は、しな（四二歳）と密通し、両人方へ止宿の上、女犯に

及んだため、文政三年（一八二〇）七月九日揚屋入りとなった。（なお、同じく七月九日揚屋入りとなった法華宗法清寺住持日妙については、同様につき説明を省く。）

翌八月東町奉行彦坂和泉守は、崑山について、「脱衣遠嶋」を申しつけるべきかと城代に伺っている。これを受けた城代松平輝延は、つぎのような手続きを経て最終的に差図に及んでいる。

まず、本件に関わる「御定」には「寺持之僧 遠嶋」と規定されていること、そして「安永四年十一月六日 寺社奉行同役并一座申合」の但し書に、「脱衣并遠嶋者 袈裟衣共闕所」と明記されていることを確認している。つぎに、先例を調べて三つを書き留めている。

①文化六年（一八〇九）四月老中牧野備前守差図、寺社奉行大久保安芸守懸「浅草浅草寺地中徳應院惠隣及女犯候一件吟味伺書」。「惠隣について、清僧ことに寺持の身分にて、深川永代寺門前仲町八右衛門女房たみ妹きちと密通に及んだことは不届きにつき、御定の通り遠島を申しつけるべきか」と伺っている。差図は記

されていないが、浅草寺側の記録には、こう記されている。¹⁾

「一 別紙左之通

浅草

天台宗浅草寺地中

徳 応 院

惠 隣

右之者我物之分欠所之事

但寺附之分ハ不及欠所

巳四月

一 右惠隣義者遠嶋被仰付候由（下略）」

②寛政十一年（一七九九）四月先代（城代松平輝和）差図、堺奉行仙石淡路守懸「女犯之僧御仕置伺書」。

「真言律宗蓮花光寺住持猛幢について、両寺住職清僧の身分にて傾城を買揚げ女犯いたしたことは不法の至り、不届きにつき、遠嶋」と差図している。

③寛政十二年（一八〇〇）七月先代（城代松平輝和）

差図、東町奉行水野若狭守懸「女犯博奕夫有之女江密通申掛候者吟味一件」。

「浄土宗京都智恩寺末寺成道寺住持向誓について、寺内において廻り筒養博奕の宿をいたし、その上飛州正定院に所化として罷出た節、かねと密通し、同人が慕ってやってきたので取繕って借宅し、かねを妾同前にいたしたことは、清僧の身分にては重々不如法の次第、不届きにつき肆の上脱衣遠嶋申しつけるべきか」と若狭守は何っている。城代は、「女犯の寺持の僧及び博奕打筒取并宿は、遠嶋不届きが重なるけれども、遠嶋もの減じ方の儀につき、伺の通り脱衣遠嶋」と差図に及んでいる。なお、城代は若狭守へ直談之上、肆を除き、黄紙を認め直し、改めて差出させている。

十月十二日、城代松平輝延は、掛り奉行和泉守から本件を引き継いだ西町奉行内藤隼人正に対して、つぎのように命じた（和泉守は十月、旗奉行に転出している）。すなわち、「女犯の僧は遠嶋が相当であり、遠嶋になれば脱衣は勿論の事であると思われ、数多の例を見合っただけでも黄紙に脱衣遠嶋という文言は見当たらない。しかしながら、当地の仕来りもあるべく、見合例があ

れば、差出してもらいたい」と。

同月十六日、さっそく隼人正はつぎの見合例を提出している。寛政十年（一七九八）十月、その節の城代牧野備前守に伺い落着いた例である。これによれば、「浄土宗長安寺住持清誉について、清僧の身分で順光と密通し、同人方にて魚肉を食べ、所々煮売屋へ行き魚肉の料理酒肴を出させ、酌取の女を酒相手にした上密会したことは、不如法の至り、不届きにつき、脱衣之上遠嶋」を申渡している。その但し書によれば、つぎのような経緯で「脱衣」が加えられたことがわかる。

右の清誉より以前は女犯の僧はすべて遠嶋とばかり伺っていたが、天明元年（一七八二）十月東町奉行土屋駿河守の勤役中、山伏宝山坊外両人が盗みを働いた事案で、入墨之上重敲を申しつけるべきかと、その節の城代土岐美濃守に伺ったところ、「脱衣入墨之上重敲」と差図があったので、右清誉が遠嶋の節、脱衣を加えて伺ったと書留られていたのである。しかしながら、遠嶋であれば脱衣は勿論の事と思われ、ことに右清誉

より年歴は古いが、脱衣の文言を認め加えず、遠嶋と伺った例が数多見つかったので、このたがも脱衣の文言を除き、黄紙に遠嶋と認め替えて伺いたい、と申しあげている。

したがって、同月二十日城代は何書を返却し、同月二十三日隼人正は、何書黄紙を認め直して再提出した。十一月六日城代は、崑山について何の通り「遠嶋」を申しつけている。落着まで、四ヶ月を要した。

つまり、松平輝延は、女犯の罪について、御定、安永度同役共一座申合(安永四年寺社奉行同役并一座申合)及び当地における見合例に基づいて、「脱衣」を除き「遠嶋」を命じることによってその刑罰の統一を図ったことがわかる。

ここに紹介した密通と女犯に関するわずかな事例を通してではあるが、松平輝和と松平輝延はともに、裁判の準則の統一を推し進めようとしたことがわかる。そして、そのような大坂城代としての職務上の関心から、「大坂都督所務類纂」が編纂されたものと考えられ

る。

- (1) 大河内松平家旧蔵本。
- (2) 長岡藩主第九代忠精。宝曆一〇年(一七六〇)生れ、天保二年(一八三一)歿。奏者番、寺社奉行、大坂城代、京都所司代、老中の要職を務める(『長岡市史』長岡市役所編、一九八七年、七七―八四頁)。
- (3) 高柳真三『江戸時代の罪と刑罰抄説』(有斐閣、一九八八年)二四七―二四八頁。
- (4) 石井良助編『徳川禁令考 別巻』(創文社、一九六二年)八九―九二頁。
- (5) 高柳前掲書二五九―二六一頁。
- (6) 石井良助編『徳川禁令考 別巻』一七〇頁。
- (7) 布施弥平治編『百箇条調書』(第八巻)卷四十一、密通之部(新生社、一九六七年、二八三四―二八三七頁)。「御仕置例類集」(古類集)、式拾三之帳、女之部、密通又は取持いたし候類、一八一―(『御仕置例類集』(第四冊)古類集四)名著出版、一九七二年、一七三頁)。
- (8) 平松義郎『近世刑事訴訟の研究』(創文社、一九六〇年)三四八頁。
- (9) 石井良助編『徳川禁令考 別巻』九三頁。
- (10) 註(8)。
- (11) 『浅草寺日記』第十一卷(金龍山浅草寺、一九八七年、七六三―七六四頁、六二五―六二六頁)。

御仕置伺留

三〇	大坂	文化十五寅年四月	御仕置伺留	一冊	四六	大坂	文政二卯九月	御仕置伺留	一冊
三一	大坂	文化十四丑年從十二月	文政二卯年	一冊	四七	大坂	文政二卯年十月	御仕置伺留	一冊
		至十二月	江戸伺御仕置伺留		四八	大坂	文政二卯年十一月	御仕置伺留	一冊
三二	大坂	文政元寅年五月上	御仕置伺留	一冊	四九	大坂	文政二卯年十二月上	御仕置伺留	一冊
三三	大坂	文政元寅年八月	御仕置伺留	一冊	五〇	大坂	文政二卯年十二月下	御仕置伺留	一冊
三四	大坂	文政元寅年九月	御仕置伺留	一冊	五一	大坂	文政三辰年正月二月	御仕置伺留	一冊
三五	大坂	文政元寅年十月	御仕置伺留	一冊	五二	大坂	文政三辰年三月	御仕置伺留	一冊
三六	大坂	文政元寅年十二月上	御仕置伺留	一冊	五三	大坂	文政三辰年四月	御仕置伺留	一冊
三七	大坂	文政元寅年十二月下	御仕置伺留	一冊	五四	大坂	文政三辰年四月五月六月	御仕置伺留	一冊
三八	大坂	文政二卯年二月	御仕置伺留	一冊	五五	大坂	文政三辰年六月	御仕置伺留	一冊
三九	大坂	文政二卯年三月	御仕置伺留	一冊	五六	大坂	文政三辰七月	御仕置伺留	一冊
四〇	大坂	文政二卯年四月	御仕置伺留	一冊	五七	大坂	文政三辰九月	御仕置伺留	一冊
四一	大坂	文政二卯閏四月	御仕置伺留	一冊	五八	大坂	文政三辰十月十一月	御仕置伺留	一冊
四二	大坂	文政二卯五月	御仕置伺留	一冊	五九	大坂	文政三辰十二月	御仕置伺留	一冊
四三	大坂	文政二卯六月	御仕置伺留	一冊	六〇	大坂	文政四巳年二月ヨリ四月マテ	御仕置伺留	一冊
四四	大坂	文政二卯七月	御仕置伺留	一冊					
四五	大坂	文政二卯八月	御仕置伺留	一冊					